

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和二十八年公正取引委員会規則第一号)

改正後	現行
(用語) 第一条 この規則において使用する用語であつて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語と同一のものは、この規則に特段の定めがない限り、法において使用する用語と同一の意味において使用するものとする。 (総資産の額) 第一条の二 法第九条第四項に規定する公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表(当該会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該会社の成立時の貸借対照表)による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日(当該会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該会社の成立時)後において会社法(平成十七年法律第八十六号)第百九十九条の規定による募集株式の発行等、同法第二条第一項第二十一号に規定する新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、合併、分割、事業譲受、事業譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え又は除いた額とする。	(用語) 第一条 この規則において使用する用語であつて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語と同一のものは、法において使用する用語と同一の意味において使用するものとする。 (法第九条第五項関係) 第一条の二 法第九条第五項に規定する公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表(当該会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該会社の成立時の貸借対照表)による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日(当該会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該会社の成立時)後において会社法(平成十七年法律第八十六号)第百九十九条の規定による募集株式の発行等、同法第二条第一項第二十一号に規定する新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、合併、分割、事業譲受、事業譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え又は除いた額とする。

改正後	現行
(会社及びその子会社の総資産の額を合計する方法) 第一条の三 法第九条第四項に規定する公正取引委員会規則で定める方法により合計した額は、会社及びその子会社(法第九条第五項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)の総資産の額を合計した額とする。この場合において、これらの会社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計することができるものとする。 2 前項に規定する相殺消去を行うにあつては、事業年度の末日が親会社(子会社の総株主の議決権の過半数を有する会社をいう。以下この項において同じ。)たる会社の事業年度の末日と異なる子会社が当該親会社たる会社の事業年度の末日において、その総資産の額を算定するための決算を行うものとする。ただし、当該子会社の事業年度の末日と当該親会社たる会社の事業年度の末日との差異が三か月を超えない場合にあつては、この限りでない。 (会社及びその子会社の事業に関する報告) 第一条の四 法第九条第四項の規定により、会社及びその子会社の事業に関する報告をしようとする者は、国内の会社にあつては様式第一号による報告書、外国会社にあつては様式第二号による報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。 2 (略) (新たに設立された持株会社等に関する届出) 第一条の五 法第九条第七項の規定により会社が新たに設立さ	第一条の三 法第九条第五項に規定する公正取引委員会規則で定める方法により合計した額は、会社及びその子会社の総資産の額を合計した額とする。この場合において、これらの会社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計することができるものとする。 2 前項に規定する相殺消去を行うにあつては、事業年度の末日が親会社(法第二条第十項に規定する子会社の総株主の議決権の過半数を有する会社をいう。以下この項において同じ。)たる会社の事業年度の末日と異なる子会社が当該親会社たる会社の事業年度の末日において、その総資産の額を算定するための決算を行うものとする。ただし、当該子会社の事業年度の末日と当該親会社たる会社の事業年度の末日との差異が三か月を超えない場合にあつては、この限りでない。 第一条の四 法第九条第五項の規定により、会社及びその子会社の事業に関する報告をしようとする者は、国内の会社にあつては様式第一号による報告書、外国会社にあつては様式第二号による報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。 2 (略) (法第九条第六項関係) 第一条の五 法第九条第六項の規定により会社が新たに設立さ

改正後	現行
2 (略) れた旨の届出をしようとする者は、様式第三号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。 (国内売上高) 第二条 法第十条第二項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、会社等の最終事業年度における売上高（銀行業及び保険業を営む会社等については経常収益、第一種金融商品取引業を営む会社等については営業収益とする。以下この条、第二条の第三第一項及び第二条の第五第一項において同じ。）のうち次に掲げる額の合計額（売上値引、戻り高並びに商品に直接課される租税の額に相当する額及び役務の供給を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を含まないものとする。）とする。 一 国内の消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。）が当該会社等の供給する商品又は役務に係る取引の相手方である場合における当該取引に係る売上高 二 法人その他の社団若しくは財団又は事業として若しくは事業のために契約の当事者となる場合における個人（以下この項において「法人等」という。）が当該会社等の供給する商品又は役務に係る取引の相手方である場合において、当該取引に係る商品又は役務が国内において供給されるときにおける当該取引に係る売上高（当該会社等が、当該取引に係る契約の締結時において、当該法人等が当該商品の性質又は形状を変更しないで外国を仕向地としてさらに当該商品を取引すること又は当該法人等の外国に所在する	2 (略) れた旨の届出をしようとする者は、様式第三号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。 (法第十条関係) 第二条 法第十条第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定により取得し、又は所有する株式に関する報告をしようとする者は、国内の会社にあつては様式第四号による報告書、外国会社にあつては様式第五号による報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、合併又は分割をすることにより、議決権保有割合が法第十条第二項（第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める数値を超えることとなる場合において、法第十五条第二項（第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により公正取引委員会に届け出ることとされている合併に関する計画又は法第十五条の二第二項（第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により公正取引委員会に届け出ることとされている共同新設分割に関する計画若しくは法第十五条の二第三項（第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により公正取引委員会に届け出ることとされている吸収分割に関する計画において当該株式に関する事項を記載したときは、その合併に関する計画又は共同新設分割に関する計画若しくは吸収分割に関する計画を届け出ることができる。

改正後	現行
営業所、事務所その他これらに準ずるもの（次号において「営業所等」という。）に向けて当該商品を送り出すことを把握しているときにおける当該取引に係る売上高を除く。）。 三 法人等が当該会社等の供給する商品又は役務に係る取引の相手方である場合において、当該取引に係る商品が外国において供給され、かつ、当該会社等が、当該取引に係る契約の締結時において、当該法人等が当該商品の性質又は形状を変更しないで本邦を仕向地としてさらに当該商品を取引すること又は当該法人等の本邦に所在する営業所等に向けて当該商品を送り出すことを把握しているときにおける当該取引に係る売上高 2 会社等は、前項各号の規定による売上高を計算することができない場合においては、同項の規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、同項の規定の趣旨及び一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に基づくものであつて、同項の規定とは異なる計算方法により国内売上高を計算することができる。 （企業結合集団の国内売上高合計額） 第二条の二 法第十条第二項に規定する公正取引委員会規則で定める会社の国内売上高と当該会社の属する企業結合集団に属する当該会社以外の会社等の国内売上高を合計する方法は、当該会社の属する企業結合集団に属する会社等のそれぞれの国内売上高を合計する方法とする。 2 前項の規定により国内売上高合計額を計算する場合においては、当該企業結合集団に属する会社等相互間の取引に係る	2 前項の報告書には、報告書を提出する会社の最近一事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。 （新設）

改正後	現行
国内売上高について相殺消去をして合計することができる。 3 前項に規定する相殺消去をするにあつては、事業年度の末日が会社の最終親会社（親会社（法第十条第七項に規定する親会社をいう。以下この項において同じ。）であつて他の会社の子会社（法第十条第六項に規定する子会社をいう。以下この項、次条第一項、第二条の四第一項及び第三項、第二条の五第一項、第二条の七第四号及び第五号並びに第二条の九第三項第一号において同じ。）でないものをいい、当該会社に親会社がない場合においては、当該会社をいう。以下この項、第二条の六第二項第四号、第五条第三項第五号、第五条の二第四項第五号、第五条の三第三項第五号及び第六条第二項第五号において同じ。）の事業年度の末日と異なる子会社が当該最終親会社の事業年度の末日において、その国内売上高の額を算定するための決算を行うものとする。ただし、当該子会社の事業年度の末日と当該最終親会社の事業年度の末日との差異が三か月を超えない場合にあつては、この限りでない。 第二条の三 前条の規定にかかわらず、当該企業結合集団に属する会社等のうちに連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において同じ。）又は外国の法令に基づく財務計算に関する書類で連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する連結財務諸表をいう。以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項	（新設）

改正後	現行
及び第三項において同じ。）に相当するもの（以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において「外国連結財務諸表」という。）を作成する会社（以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において「外国連結財務諸表提出会社」という。）がある場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて国内売上高合計額とすることができる。ただし、当該各号に定める額が前条の規定に従い計算した国内売上高合計額と著しく異なることが明らかであると認められるときは、この限りでない。 一 当該企業結合集団に属する会社等のうちに一又は二以上の連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合（第三号に規定する場合を除く。） イ及びロに掲げる額の合計額 イ 当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の作成する連結財務諸表のうち連結損益計算書における売上高から、当該連結財務諸表における海外売上高（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五号）附則第三条第一項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる同令第二条の規定による改正前の連結財務諸表規則第十五条の二第三項に規定する海外売上高をいう。以下この項及び第二条の五第一項において同じ。）を控除した額をそれぞれ合計した額 ロ 当該企業結合集団に属する会社等であつて当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の連結会社（連結財務諸	

改正後	現行
表規則第二条第五号に規定する連結会社をいう。以下この項及び第二条の五第一項において同じ。）のいずれでもないもの（連結財務諸表規則第五条第一項ただし書各号及び第二項に該当するものを除く。以下この項及び第二条の五第一項において同じ。）の国内売上高を合計した額 二 当該企業結合集団に属する会社等のうちに一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合（次号に規定する場合を除く。）イ及びロに掲げる額の合計額 イ 当該一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社の作成する外国連結財務諸表に記載される当該外国連結財務諸表提出会社の外国における連結会社に相当するもの（以下この項及び第二条の五第一項において「外国連結会社」という。）の売上高の合計額のうち国内売上高を合計した額に相当するものをそれぞれ合計した額 ロ 当該企業結合集団に属する会社等であつて当該一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社の外国連結会社のいずれでもないもの（外国における連結財務諸表規則第五条第一項ただし書各号及び第二項に該当するものに相当するものを除く。以下この項及び第二条の五第一項において同じ。）の国内売上高を合計した額 三 当該企業結合集団に属する会社等のうちに一又は二以上の連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないもの及び一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社であつて他	

改正後	現行
の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合、次に掲げる額の合計額 イ 当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の作成する連結財務諸表のうち連結損益計算書における売上高から、当該連結財務諸表における海外売上高を控除した額をそれぞれ合計した額 ロ 当該一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社の作成する外国連結財務諸表に記載される当該外国連結財務諸表提出会社の外国連結会社の売上高の合計額のうち国内売上高を合計した額に相当するものをそれぞれ合計した額 ハ 当該企業結合集団に属する会社等であつて当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の連結会社のいずれでもないもの及び当該一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社の外国連結会社のいずれでもないものの国内売上高を合計した額 2 前項の規定により国内売上高合計額を計算する場合には、当該企業結合集団に属する会社等相互間の取引に係る国内売上高について相殺消去をして合計することができる。 3 前項に規定する相殺消去をするにあつては、当該企業結合集団に属する会社等のうち、事業年度の末日が連結財務諸表提出会社等（第一項の規定に基づく国内売上高合計額の計算に用いる連結財務諸表を作成した連結財務諸表提出会社又は外国連結財務諸表を作成した外国連結財務諸表提出会社をいい、同項の規定に基づく当該企業結合集団の国内売上高合計額の計算をするために二以上の連結財務諸表又は外国連結財務諸表を用いようとする場合にあつては、そのうちいずれ	

改正後	現行
が一の連結財務諸表を作成した連結財務諸表提出会社又は外国連結財務諸表を作成した外国連結財務諸表提出会社をいう。以下この項において同じ。）の事業年度の末日と異なるものが、当該連結財務諸表提出会社等の事業年度の末日において、その国内売上高の額を算定するための決算を行うものとする。ただし、当該連結財務諸表提出会社等の事業年度の末日と当該企業結合集団に属する会社等の事業年度の末日との差異が三か月を超えない場合にあつては、この限りでない。 （他の会社の国内売上高及び当該他の会社の子会社の国内売上高を合計した額） 第二条の四 法第十条第二項に規定する公正取引委員会規則で定める他の会社の国内売上高及び当該他の会社の子会社の国内売上高を合計する方法は、他の会社及び当該他の会社の子会社（次項及び次条において「他の会社等」という。）のそれぞれ国内売上高を合計する方法とする。 2 前項の規定により他の会社等の国内売上高を合計した額を計算する場合には、当該他の会社等相互間の取引に係る国内売上高について相殺消去をして合計することができる。 3 前項に規定する相殺消去をするにあつては、事業年度の末日が他の会社の事業年度の末日と異なる当該他の会社の子会社が当該他の会社の事業年度の末日において、その国内売上高の額を算定するための決算を行うものとする。ただし、当該他の会社の子会社の事業年度の末日と当該他の会社の事業年度の末日との差異が三か月を超えない場合にあつては、この限りでない。	（新設）

改正後	現行
第二條の五 前條の規定にかかわらず、当該他の会社等のうちに連結財務諸表提出会社又は外国連結財務諸表提出会社がある場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて当該他の会社等の国内売上高を合計した額とすることができる。ただし、当該各号に定める額が前條の規定に従い計算した当該他の会社等の国内売上高を合計した額と著しく異なることが明らかであると認められるときは、この限りでない。 一 当該他の会社等のうちに一又は二以上の連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合（第二号に規定する場合を除く。） イ及びロに掲げる額の合計額 イ 当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の作成する連結財務諸表のうち連結損益計算書における売上高から、当該連結財務諸表における海外売上高を控除した額をそれぞれ合計した額 ロ 当該他の会社等であつて当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の連結会社のいずれでもないものの国内売上高を合計した額 二 当該他の会社等のうちに一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合（次号に規定する場合を除く。） イ及びロに掲げる額の合計額 イ 当該一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社の作成する外国連結財務諸表に記載される当該外国連結財務諸	（新設）

改正後	現行
表提出会社の外国連結会社の売上高の合計額のうち国内売上高を合計した額に相当するものをそれぞれ合計した額 □ 当該他の会社等であつて当該一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社の外国連結会社のいずれでもないものの国内売上高を合計した額 三 当該他の会社等のうちに一又は二以上の連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないもの及び一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合 次に掲げる額の合計額 イ 当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の作成する連結財務諸表のうち連結損益計算書における売上高から、当該連結財務諸表における海外売上高を控除した額をそれぞれ合計した額 ロ 当該一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社の作成する外国連結財務諸表に記載される当該外国連結財務諸表提出会社の外国連結会社の売上高の合計額のうち国内売上高を合計した額に相当するものをそれぞれ合計した額 ハ 当該他の会社等であつて当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の連結会社のいずれでもないもの及び当該一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社の外国連結会社のいずれでもないものの国内売上高を合計した額 2 前項の規定により他の会社等の国内売上高を合計した額を計算する場合には、当該他の会社等相互間の取引に係る国内	

改正後	現行
売上高について相殺消去をして合計することができる。 3 前項に規定する相殺消去をするにあつては、当該の会社等のうち、事業年度の末日が連結財務諸表提出会社等（第一項の規定に基づく当該の会社等の国内売上高を合計した額の計算に用いる連結財務諸表を作成した連結財務諸表提出会社又は外国連結財務諸表を作成した外国連結財務諸表提出会社をいい、同項の規定に基づく当該の会社等の国内売上高を合計した額を計算するために二以上の連結財務諸表又は外国連結財務諸表を用いようとする場合にあつては、そのうちいずれか一の連結財務諸表を作成した連結財務諸表提出会社又は外国連結財務諸表を作成した外国連結財務諸表提出会社をいう。以下この項において同じ。）の事業年度の末日と異なるものが、当該連結財務諸表提出会社等の事業年度の末日において、その国内売上高の額を算定するための決算を行うものとする。ただし、当該連結財務諸表提出会社等の事業年度の末日と当該他の会社等の事業年度の末日との差異が三か月を超えない場合にあつては、この限りでない。 （株式の取得に関する計画の届出） 第二条の六 法第十条第二項の規定により株式の取得に関する計画を届け出ようとする者は、様式第四号（同条第五項の規定により適用される同条第二項の規定により株式の取得に関する計画を届け出ようとする者にあつては様式第五号）による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、合併又は分割をすることにより、株式取得会社が株式発行会社の株式の取得の後において所有することとなる当	（新設）

改正後	現行
該株式発行会社の株式に係る議決権の数と、当該株式取得会社以外の会社等（法第十条第二項に規定する当該株式取得会社以外の会社等をいう。）が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合が法第十条第二項の政令で定める数値を超えることとなる場合において、法第十五条第二項の規定により公正取引委員会に届け出ることとされている合併に関する計画又は法第十五条の第二項の規定により公正取引委員会に届け出ることとされている共同新設分割に関する計画若しくは法第十五条の第三項の規定により公正取引委員会に届け出ることとされている吸収分割に関する計画において当該株式の取得に関する事項を記載したときは、その合併に関する計画又は共同新設分割に関する計画若しくは吸収分割に関する計画を届け出ることをもつて当該株式の取得に関する計画の届出書の提出に代えることができる。 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 株式の取得に関する契約書の写又は意思決定を証するに足りる書類 二 届出会社の最近一事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書 三 株式の取得に関し株主総会の決議又は総社員の同意があったときには、その決議又は同意の記録の写 四 届出会社の属する企業結合集団の最終親会社により作成された有価証券報告書（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項に規定する有価証券報告	

改正後	現行
書をいい、外国におけるこれに相当するものを含む。第五条第三項第五号、第五条の二第四項第五号、第五条の三第三項第五号及び第六条第二項第五号において同じ。）その他当該届出会社が属する企業結合集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なもの （株式取得会社があらかじめ届出を行うことが困難と認められる場合） 第二条の七 法第十条第二項ただし書に規定する公正取引委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 株式の分割又は併合により発行される株式の取得をしようとする場合 二 会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てによる株式の取得をしようとする場合 三 会社法第二条第十九号に規定する取得条項付株式又は同法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式の取得をしようとする場合 四 会社の子会社でない投資事業有限責任組合（外国の法令に基づいて設立された団体であつて投資事業有限責任組合に類似するもの（以下この号において「投資事業有限責任組合類似団体」という。）を含む。）の有限責任組合員（投資事業有限責任組合類似団体の構成員を含む。）となり、組合財産（投資事業有限責任組合類似団体の財産を含む。）として株式の取得をしようとする場合（当該有限責任組合員が、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が行う投資判断を実質的に決定していると認められるときを	（新設）

改正後	現行
五 会社の子会社でない民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（外国の法令に基づいて設立された団体であつて当該組合に類似するもの（以下この号において「民法組合類似団体」という。）を含み、一人又は数人の組合員（民法組合類似団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。）となり、組合財産（民法組合類似団体の財産を含む。）として株式の取得をしようとする場合（当該組合員が、当該組合の業務の執行を委任された者が行う投資判断を実質的に決定していると認められるときを除く。）） 六 金銭又は有価証券の信託に係る株式について、会社が、委託者又は受益者となり議決権を行使できる又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合であつて、金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この号において同じ。）と投資一任契約（同法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいい、同号に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものに限る。）を締結し、受託者に他の会社の株式を取得させようとするとき（当該会社が、当該投資一任契約の相手方である金融商品取引業者等が行う投資判断を実質的に決定していると認められるときを除く。）） 七 金銭又は有価証券の信託に係る株式について、会社が、	

改正後	現行
委託者又は受益者となり議決権を行使できる又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合であつて、受託者と委託者又は受益者のために受託者が投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行うことを内容とする信託契約（信託財産の運用方法が特定されていないものに限る。）を締結し、受託者に他の会社の株式を取得させようとするとき（当該会社が、当該信託契約の相手方である受託者が行う投資判断を実質的に決定していると認められるときを除く。） （株式取得会社が委託者として行使できる金銭の信託に係る議決権等から除かれるもの） 第二条の八 法第十条第三項に規定する公正取引委員会規則で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第十条の規定により、会社が投資信託委託会社（同法第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下この条において同じ。）としてその行使について指図を行う株式に係る議決権及び同法第十条の規定に相当する外国の法令の規定により会社が投資信託委託会社に相当するものとしてその行使について指図を行う株式に係る議決権とする。 （子会社及び親会社） 第二条の九 法第十条第六項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、同項に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。	（新設） （新設）

改正後	現行
2 法第十条第七項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、会社が同項に規定する会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社とする。 3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。この場合において、他の会社等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合及び特定組合類似団体である場合におけるこの項の規定の適用については、「議決権の総数」とあるのは「業務執行を決定する権限の全体」と、「所有している議決権」とあるのは「所有している業務執行を決定する権限」と、「の数の割合が百分の五十を超えている場合」とあるのは「の割合が百分の五十を超えている場合」と、「数の割合が百分の四十」とあるのは「割合が百分の四十」と、「自己所有等議決権数」とあるのは「自己所有等業務執行決定権限」と、「議決権の数の合計数」とあるのは「業務執行を決定する権限の合計」と、「議決権を」とあるのは「業務執行を決定する権限を」とする。 ― 他の会社等（次に掲げる会社等であつて有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。次号及び第三号において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社を含む。次号及び第三号において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合 イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定	

改正後	現行
による再生手続開始の決定を受けた会社等 ロ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社 ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等 ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等 二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて次に掲げるいずれかの要件に該当する場合 イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。 (1) 自己の計算において所有している議決権 (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権 (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権 ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。 (1) 自己の役員 (2) 自己の業務を執行する役員	

改正後	現行
(3) 自己の使用人 (4) (1)から(3)までに掲げる者であつた者 ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。 ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。次号において同じ。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。次号において同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。 ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。 三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて前号口からホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合。この場合において、他の会社等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合及び特定組合類似団体であるときは、資金調達額の総額に対する自己が行う融資の額の割合を考慮しないものとする。 （法第十一条第一項ただし書に規定する公正取引委員会の認可の申請） 第三条（略）	（法第十一条第一項ただし書関係） 第三条（略）

改正後	現行
(法第十一条第二項に規定する公正取引委員会の認可の申請) 第四条 (略) (合併に関する計画の届出) 第五条 法第十五条第二項の規定により合併に関する計画を届け出ようとする者は、様式第八号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。 2 (略) 3 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 届出会社(合併当事会社のすべてをいう。以下この項において同じ。)の定款 二 合併契約書の写 三・四 (略) 五 届出会社の属する企業結合集団の最終親会社により作成された有価証券報告書その他当該届出会社が属する企業結合集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適當なもの (分割に関する計画の届出) 第五条の二 法第十五条の二第二項の規定により共同新設分割に関する計画を届け出ようとする者は、様式第九号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。	(法第十一条第二項関係) 第四条 (略) (法第十五条関係) 第五条 法第十五条第二項(第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により合併に関する計画を届け出ようとする者は、国内の会社にあつては様式第八号による届出書、外国会社にあつては様式第九号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。 2 (略) 3 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 届出会社(合併当事会社のすべてをいう。以下本条において同じ。)の定款 二 合併契約書の写(口頭の契約である場合には、その内容を説明する文書) 三・四 (略) (法第十五条の二関係) 第五条の二 法第十五条の二第二項(第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により共同新設分割に関する計画を届け出ようとする者は、国内の会社にあつては様式

改正後	現行
2 法第十五条の二第三項の規定により吸収分割に関する計画を届け出ようとする者は、様式第十号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。 3 (略) 4 第一項及び第二項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 届出会社（分割の当事会社すべてをいう。以下この項において同じ。）の定款 二 四 (略) 五 届出会社の属する企業結合集団の最終親会社により作成された有価証券報告書その他当該届出会社が属する企業結合集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なもの (共同株式移転に関する計画の届出) 第五条の三 法第十五条の二第三項の規定により共同株式移転に関する計画を届け出ようとする者は、様式第十一号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。 2 前項の届出書は、当事者の連名で提出しなければならない。 3 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 届出会社（共同株式移転当事会社のすべてをいう。以下	第十号による届出書、外国会社にあつては様式第十一号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。 2 法第十五条の二第三項（第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により吸収分割に関する計画を届け出ようとする者は、国内の会社にあつては様式第十号の二による届出書、外国会社にあつては様式第十一号の二による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。 3 (略) 4 第一項及び第二項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 届出会社（分割の当事会社すべてをいう。以下本条において同じ。）の定款 二 四 (略) (新設)

改正後	現行
この項において同じ。）の定款 二 共同株式移転計画書又は共同株式移転契約書の写 三 届出会社の最近一事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書並びに総株主の議決権の百分の一を超えて保有するものの名簿 四 共同株式移転に関し株主総会の決議があつたときには、その決議の記録の写 五 届出会社の属する企業結合集団の最終親会社により作成された有価証券報告書その他当該届出会社が属する企業結合集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適當なもの (事業等の譲受けに関する計画の届出) 第六条 法第十六条第二項の規定により事業又は事業上の固定資産の譲受け(以下「事業等の譲受け」という。)に関する計画を届け出ようとする者は、様式第十二号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 (略) 二 当該行為に関する契約書の写 三・四 (略)	(法第十六条関係) 第六条 法第十六条第二項(第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により事業又は事業上の固定資産の譲受け(以下「事業等の譲受け」という。)に関する計画を届け出ようとする者は、国内の会社から事業等の譲受けをしようとする場合にあつては様式第十二号による届出書、外国会社から事業等の譲受けをしようとする場合にあつては様式第十三号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 (略) 二 当該行為に関する契約書の写(口頭の契約である場合には、その内容を説明する文書) 三・四 (略)

改正後	現行
五 届出会社の属する企業結合集団の最終親会社により作成された有価証券報告書その他当該届出会社が属する企業結合集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なもの (届出受理書の交付等) 第七条 公正取引委員会は、第二条の六又は前四条の規定による届出書を受理したときは、届出会社に対し、様式第十三号、様式第十四号、様式第十五号、様式第十六号、様式第十七号又は様式第十八号による届出受理書を交付するものとする。 2 公正取引委員会は、第二条の六又は前四条の規定による届出書類の記載事項が欠けている場合は、届出会社に対し、当該届出書類の訂正を命じたうえ前項の届出受理書を交付することができる。 3 届出会社は、届出後株式の取得をした日又は合併、分割、株式移転若しくは事業等の譲受けの効力が生ずる日までに届出書類の記載事項に変更があつた場合(次項に規定する場合を除く。)は、遅滞なく、様式第十九号、様式第二十号、様式第二十一号、様式第二十二号、様式第二十三号又は様式第二十四号による変更報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。 4 届出会社は、届出後株式の取得をした日又は合併、分割、株式移転若しくは事業等の譲受けの効力が生ずる日までに届出書類の記載事項に重要な変更があつた場合は、改めて第二条の六、第五条、第五条の二、第五条の三又は第六条の規定による届出書類を公正取引委員会に提出しなければならない。	(法第十五条、第十五条の二及び第十六条関係) 第七条 公正取引委員会は、前三条による届出書を受理したときは、届出会社に対し、様式第十四号、様式第十四号の二、様式第十四号の三又は様式第十五号による届出受理書を交付するものとする。 2 公正取引委員会は、前三条の規定による届出書類の記載事項が欠けている場合は、届出会社に対し、当該届出書類の訂正を命じたうえ前項の届出受理書を交付することができる。 3 届出会社は、届出後合併、分割又は事業等の譲受けの効力が生ずる日までに届出書類の記載事項に重要な変更があつた場合は、改めて第五条、第五条の二又は第六条の規定による届出書類を公正取引委員会に提出しなければならない。

改正後	現行
5 届出会社は、株式の取得をした日又は合併、分割、株式移転若しくは事業等の譲受けの効力が生じたときは、様式第二十五号、様式第二十六号、様式第二十七号、様式第二十八号、様式第二十九号又は様式第三十号による完了報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。 （報告等要請書又は報告等受理書の交付） 第八条 公正取引委員会は、届出会社に対し、法第十条第九項（法第十五条第三項、法第十五条の二第四項、法第十五条の三第三項及び法第十六条第三項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する必要な報告、情報又は資料の提出（以下「報告等」という。）を求めるときは、様式第三十一号、様式第三十二号、様式第三十三号、様式第三十四号、様式第三十五号又は様式第三十六号による報告等要請書を交付するものとする。 2 公正取引委員会は、届出会社から法第十条第九項に規定する報告等を受理したときは、届出会社に対し、様式第三十七号、様式第三十八号、様式第三十九号、様式第四十号、様式第四十一号又は様式第四十二号による報告等受理書を交付するものとする。	4 届出会社は、合併、分割又は事業等の譲受けの効力が生じたときは、様式第十六号、様式第十六号の二、様式第十六号の三又は様式第十七号による報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。 第八条 公正取引委員会は、届出会社に対し、法第十五条第六項（法第十五条の二第七項及び法第十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する必要な報告、情報又は資料の提出（以下「報告等」という。）を求めるときは、様式第十八号、様式第十八号の二、様式第十八号の三又は様式第十九号による報告等要請書を交付するものとする。 2 公正取引委員会は、届出会社から法第十五条第六項に規定する報告等を受理したときは、届出会社に対し、様式第二十号、様式第二十号の二、様式第二十号の三又は様式第二十一号による報告等受理書を交付するものとする。

様式第1号（用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

法第9条第4項の規定による報告書（国内の会社）

平成 年 月 日現在

平成 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名 印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の4第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 提出会社に関する事項

(ふりがな) 名 称 (注1)	〒		事務上の連絡先	担当部署	
				住 所	
				担 当 者	
				電話番号	— —
住 所					
設立年月日	年 月 日	決算の時期		月	
総 資 産 等	総資産(A) (注2)	所有株式のうちの国内の子会社(注3)の株式の帳簿価格(注4)(B)		子会社の株式の総資産に対する所有比率(注5)(B)/(A)×100	
	百万円	百万円		%	
現に営む事業の概要 (注6)	事業分野(注7)		最近1年間の売上額(注8)		備考(注9)
			百万円		
報告の状況 (注10)	1 前期分提出 2 新規提出 3 以前に提出 → 前回提出年月 年 月				

- (注) 1 前回の報告書の記載時点後に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。
- 2 総資産は、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の2の規定による額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。
- 3 子会社とは、法第9条第5項の規定により子会社として定義されているものをいう。
- 4 株式の帳簿価格には、合名会社、合資会社又は合同会社である子会社に対する出資金額を含めること。
- なお、百万円未満を切り捨てて記載すること。
- 5 子会社の株式の総資産に対する所有比率は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1

- 6 現に営む事業の概要は、提出会社が株式所有以外に事業を営んでいない場合には、記載を要しない。
- 7 事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類(3けた分類)に準拠するものとする。また、事業分野については、提出会社の属する事業分野のうち、提出会社の最近 1 年間の売上額の多いもの上位 3 つを記載すること。ただし、当該事業分野における提出会社の最近 1 年間の売上額が 600 億円未満である場合又は当該事業分野全体の最近 1 年間の売上額が 6000 億円以下である場合には、記載を要しない。
- 8 最近 1 年間の売上額は、記載する事業分野における売上額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。
- 9 備考欄には、記載する事業分野のいずれかにおいて、提出会社の全国における市場占拠率(シェア) が 10% 以上である場合又は 10% 以上であると推定される場合にレ印を付すること。
- 10 該当する番号を○で囲み、3 に該当する場合には前回の提出年月を記載すること。

□印のついた欄については、該当する□にレ印を付すること。

(1) 子会社（提出会社の議決権保有比率（子会社が保有している分を含む。以下同じ。）が 50%超である国内の会社）に関する事項

番号	子会社名 (注1)	総資産 (注2)	議決権 保有比率 (注3)	事業分野 (注4)	最近1年間の売上額 (注5)	備考 (注6)
		百万円			百万円	

2 総資産は、当該子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、当該子会社の総資産が 3000 億円以下である場合には、記載を要しない。

- 3 議決権保有比率は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまでを記載すること。
なお、保有議決権数は、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権数及び金銭又は有価証券の信託に係る株式であって、自己が委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができるもの又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができるものに係る議決権数を含めて計算すること。
- 4 事業分野の分類及び記載方法については、1の注7と同様とする。ただし、当該子会社の最近1年間の総売上額に占める当該事業分野における最近1年間の売上額の割合が25%未満である場合には、記載を要しない。
- 5 最近1年間の売上額については、1の注8と同様とする。
- 6 備考欄については、1の注9と同様とする。

(2) 実質子会社（提出会社の議決権保有比率が25%超50%以下であり、かつ、提出会社の議決権保有比率が最も高い（他に同率の株主がいる場合を除く。）国内の会社）の有無

☐ 無 → 3へ

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

番号	実質子会社名 (注1)	総資産 (注2)	議決権 保有比率 (注3)	総売上額 (注4)
		百万円		百万円

(注) 1 実質子会社の記載順は、総資産の大きい順とする。また、前回提出した報告書において実質子会社として記載されなかった実質子会社名の冒頭には、○を付すること。なお、実質子会社の名称が前回提出した報告書の記載時点後に変わった場合には、旧名称を付記すること。

2 総資産については、(1)の注2と同様とする。

3 議決権保有比率については、(1)の注3と同様とする。

- 4 総売上額は、当該実質子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、総売上額が 600 億円未満である場合には、記載を要しない。

3 提出会社グループに関する事項

(1) 提出会社及び子会社の総資産の合計額 (注 1)	百万円
(2) 提出会社、子会社及び実質子会社 (これらの会社のうち、銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。) の総資産の合計額 (注 2)	百万円

(注) 1 国内の会社に係るものに限る。

なお、計算方法は、以下に掲げる 2 通りのいずれかとする (採用した計算方法の番号を金額の冒頭に付するものとする。)。

提出会社及び子会社の総資産の合計額

提出会社及び子会社の総資産の額について各社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計して算出した額

2 国内の会社に係るものに限る。

なお、計算方法は、以下に掲げる 2 通りのいずれかとする (採用した計算方法の番号を金額の冒頭に付するものとする。)。

提出会社、子会社及び実質子会社 (これらの会社のうち、銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。) の総資産の合計額

提出会社、子会社及び実質子会社 (これらの会社のうち、銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。) の総資産の額について各社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計して算出した額

4 その他参考となるべき事項

様式第 2 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

法第 9 条第 4 項の規定による報告書（外国会社）

平成 年 月 日現在

平成 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名) 印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 9 条第 4 項の規定により、昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 1 条の 4 第 2 項に掲げる書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 提出会社に関する事項

(ふりがな) 名称及び住所 (注 1)			日本国内の支店 又は出張所等の 名称及び所在地	〒
			事務上の連絡先、 電話番号及び担 当者	〒
国 籍 等	国 籍	設立準拠法	設立年月日	決算の時期
現に営む事業 の概要 (注 2)				
総 資 産 等 (注 3)	総資産 (A) (注 4)	所有株式のうちの国内の 子会社(注 5)の株式の帳 簿価格(注 6) (B)	子会社の株式の総資産に対する 所有比率 (注 7) ((B) / (A) × 100)	
	(邦貨換算 百万円) (換算率)	(邦貨換算 百万円)	%	
我が国における 事業の概要 (注 8)	事業分野 (注 9)		最近 1 年間の売上額 (注 10)	備 考 (注 11)
			百万円	
報告の状況 (注 12)	1 前期分提出 2 新規提出 3 以前に提出 → 前回提出年月 年 月			

(注) 1 前回の報告書の記載時点後に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。
2 現に営む事業の概要は、我が国において営んでいない事業も含め、事業内容が分かるように具体的に記載すること。
3 換算率は、決算日の為替相場によること。

- 4 邦貨に換算した額については、百万円未満を切り捨てて記載すること。なお、提出会社単独の総資産の額を記載し得ないやむを得ない事情がある場合には、提出会社又はその親会社の連結決算書における総資産をもって代えることができる。この場合には、連結決算書における総資産であることを注記すること。
- 5 子会社とは、法第9条第5項の規定により会社の子会社として定義されているものをいう。
- 6 株式の帳簿価格には、合名会社、合資会社又は合同会社である子会社に対する出資金額を含めること。なお、邦貨に換算した額については、百万円未満を切り捨てて記載すること。
- 7 子会社の株式の総資産に対する所有比率は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまでを記載すること。
- 8 我が国における事業の概要は、提出会社が我が国において事業を営んでいない場合には、記載を要しない。
- 9 事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類(3けた分類)に準拠するものとする。また、事業分野については、提出会社の属する事業分野のうち、提出会社の最近1年間の売上額が多いもの上位3つを記載すること。ただし、当該事業分野における提出会社の最近1年間の売上額が600億円未満である場合又は当該事業分野全体の最近1年間の売上額が6000億円以下である場合には、記載を要しない。
- 10 最近1年間の売上額は、記載する事業分野における売上額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。
- 11 備考欄には、記載する事業分野のいずれかにおいて、提出会社の全国における市場占拠率(シェア)が10%以上である場合又は10%以上であると推定される場合にレ印を付すること。
- 12 該当する番号を○で囲み、3に該当する場合には前回の提出年月を記載すること。

2 国内の子会社及び実質子会社に関する事項

□印のついた欄については、該当する□にレ印を付すること。

提出会社が合資会社を子会社又は実質子会社に有する場合には、当該会社については「議決権保有比率」を「出資比率」と読み替えることとする。

(1) 子会社（提出会社の議決権保有比率（子会社が保有している分を含む。以下同じ。）が 50%超である国内の会社）に関する事項

子会社名 (注1)		総資産 (注2)	議決権 保有比率 (注3)	事業分野 (注4)	最近1年間の売上高 (注5)	備考 (注6)
番号		百万円			百万円	

(注) 1 子会社の記載順は、総資産の大きい順とする。また、前回提出した報告書において子会社として記載されなかった子会社名の冒頭には、○を付すること。なお、子会社の名称が前回提出した報告書の記載時点後に変った場合には、旧名称を付記すること。

2 総資産は、当該子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、当該子会社の総資産が 3000 億円以下である場合には、記載を要しない。

3 議決権保有比率は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまでを記載すること。

なお、保有議決権数は、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権数及び金銭又は有価証券の信託に係る株式であって、自己が委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができるもの又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができるものに係る議決権数を含めて計算すること。

4 事業分野の分類及び記載方法については、1の注9と同様とする。ただし、当該子会社の最近1年間の総売上額に占める当該事業分野における最近1年間の売上額の割合が25%未満である場合には、記載を要しない。

5 最近1年間の売上額については、1の注10と同様とする。

6 備考欄については，1 の注 11 と同様とする。

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

4 総売上額は、当該実質子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、総売上額が 600 億円未満である場合には、記載を要しない。

百万円

提出会社及び子会社の総資産の額について各社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権

及び債務を相殺消去して合計して算出した額

2 国内の会社に係るものに限る。

なお、計算方法は、以下に掲げる 2 通りのいずれかとする（採用した計算方法の番号を金額の冒頭に付するものとする。）。

提出会社、子会社及び実質子会社（これらの会社のうち、銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の合計額

提出会社、子会社及び実質子会社（これらの会社のうち、銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の額について各社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計して算出した額

4 その他参考となるべき事項

様式第 3 号（用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。）

法第 9 条第 7 項の規定による届出書

平成 年 月 日

公 正 取 引 委 員 会 殿

名 称
代表者の役職 氏名 印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 9 条第 7 項の規定により，昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 1 条の 5 第 2 項に掲げる書類を添え，下記のとおり届け出ます。

記

1 届出会社に関する事項

(ふりがな) 名 称			事務上の連絡先	担当部署		
住 所	〒			住 所	〒	
				担 当 者		
				電話番号	— —	
設立年月日	年 月 日		決算の時期		月	
総 資 産 等	総資産(A) (注 1)	所有株式のうちの国内の子会社(注 2)の株式の帳簿価格(注 3)(B)	子会社の株式の総資産に対する所有比率(注 4)((B) / (A) × 100)		事業分野 (注 5)	
	百万円	百万円	%			

- (注) 1 総資産は，昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 1 条の 2 の規定による額を，百万円未満を切り捨てて記載すること。
- 2 子会社とは，法第 9 条第 5 項の規定により子会社として定義されているものをいう。
- 3 株式の帳簿価額には，合名会社，合資会社又は合同会社である子会社に対する出資金額を含めること。なお，百万円未満を切り捨てて記載すること。
- 4 子会社の株式の総資産に対する所有比率は，小数点以下 2 けたを四捨五入し，小数点以下 1 けたまでを記載すること。
- 5 事業分野の分類は，日本標準産業分類の小分類(3 けた分類)に準拠するものとする。また，事業分野については，提出会社の属する事業分野のうち，提出会社の定款上最も重要と考えられるものを記載すること。ただし，提出会社が，株式所有以外に事業を営んでいない場合若しくは定款上株式所有以外に事業を営むことを予定していない場合又は当該事業分野全体の最近 1 年間の売上額が 6000 億円以下である場合には，記載を要しない。

2 国内の子会社及び実質子会社に関する事項

□印のついた欄については、該当する□にレ印を付すること。

提出会社が合資会社を子会社又は実質子会社に有する場合には、当該会社については「議決権保有比率」を「出資比率」と読み替えることとする。

(1) 子会社（提出会社の議決権保有比率（子会社が保有している分を含む。以下同じ。）が 50%超である国内の会社）に関する事項

番号	子会社名 (注 1)	総資産 (注 2)	議決権 保有比率 (注 3)	事業分野 (注 4)	最近 1 年間の売上高 (注 5)	備考 (注 6)
		百万円			百万円	

(注) 1 子会社の記載順は、総資産の大きい順とする。

2 総資産は、当該子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、当該子会社の総資産が 3000 億円以下である場合には、記載を要しない。

3 議決権保有比率は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまでを記載すること。
なお、保有議決権数は、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権数及び金銭又は有価証券の信託に係る株式であって、自己が委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができるもの又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができるものに係る議決権数を含めて計算すること。

4 事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類(3けた分類)に準拠するものとする。また、事業分野については、当該子会社の属する事業分野のうち、当該子会社の最近1年間の売上額が最も多いもの(未営業の場合には、定款上最も重要と考えられるもの)を記載すること。ただし、当該事業分野における当該子会社の最近1年間の売上額が600億円未満である場合又は当該事業分野全体の最近1年間の売上額が6000億円以下である場合には、記載を要しない。また、当該子会社の最近1年間の総売上額に占める当該事業分野における最近1年間の売上額の割合が25%未満である場合には、記載を要しない。

5 最近1年間の売上額は、記載する事業分野における売上額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。

6 備考欄には、記載する事業分野において、当該子会社の全国における市場占拠率（シェア）が10%以上である場合又は10%以上であると推定される場合にレ印を付すること。

(2) 実質子会社（提出会社の議決権保有比率が25%超50%以下であり、かつ、提出会社の議決権保有比率が最も高い（他に同率の株主がいる場合を除く。）国内の会社）の有無

☐ 無 → 記載不要

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

番号	実質子会社名 （注1）	総資産 （注2）	議決権 保有比率 （注3）	総売上額 （注4）
		百万円		百万円

（注）1 実質子会社の記載順は、総資産の大きい順とする。

2 総資産については、(1)の注2と同様とする。

3 議決権保有比率については、(1)の注3と同様とする。

4 総売上額は、当該実質子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、総売上額が600億円未満である場合には、記載を要しない。なお、未営業の場合は、その旨を記載すること。

法第 10 条第 2 項の規定による株式取得に関する計画届出書

平成 年 月 日

公 正 取 引 委 員 会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名)

印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 10 条第 2 項の規定により、昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 2 条の 6 第 2 項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	事務上の連絡先	担当部署	
設立準拠法			所 在 地	〒
国内売上高合計額	百万円		担 当 者	
(年 月期末現在)			電話番号	- -

(2) 届出の対象となる株式発行会社に関する事項の概要

（ふりがな） 名 称 （国 籍）	（ ）	議決権保有割合の 変動予定内容	% → %
株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額	百万円 （ 年 月期末現在 ）	上記変動の予定日	年 月 日

(3) 株式取得の目的・理由・経緯・方法

[illegible]

2 届出会社の概要

(1) 届出会社に関する事項

(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()		資 本 金	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	
所 在 地	〒		総 資 産	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地	〒		売 上 高	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	
主たる事業					
その他の事業					
常時使用する 従業員数	人	決算の時期	月	設立年月日	年 月 日
取引所金融商品市場 等への上場の有無	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 】 ☐ 非上場 【 】				

(2) 届出会社の属する企業結合集団の概要

ア 最終親会社の概要（届出会社が最終親会社である場合はイから記載すること。）

(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()		資 本 金	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	
設立準拠法					
所 在 地	〒		総 資 産	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地	〒		売 上 高	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	
主たる事業			届出会社 との関係	株式発行会社 との関係	
その他の事業			設立年月日	年 月 日	
常時使用する 従業員数	人		決算の時期	月	
取引所金融商品市場 等への上場の有無	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 】 ☐ 非上場 【 】				

イ 最終親会社の子会社（届出会社を除く。）の有無（国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる 事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	株式発行会社 との関係
			百万円	百万円	%		

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる 事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	株式発行会社 との関係
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%		

(3) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社（届出会社及び(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	株式発行会社 との関係
			%		

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	株式発行会社 との関係
			%		

(4) 届出会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超える議決権を保有する株主（最終親会社、(2)イ及び(3)に該当するものを除く。）の有無

☐ 無

☐ 有 → 当該株主に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	株式発行会社 との関係
			%		

(5) 届出会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 10 を超える会社 ((2)イ及び(3)に該当するものを除く。) の有無 (国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。)

- ☐ 無
- ☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	株式発行会社 との関係
			%		

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	株式発行会社 との関係
			%		

(6) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等 (日本国内における事業に限る。)

商品又は役務 の種類	年間事業実績 (年 月期)			総販売額に 占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

3 今回の届出の対象となる株式発行会社に関する事項

(1) 株式発行会社の概要

(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	資 本 金	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	
設立準拠法		総 資 産	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	
設立年月日	年 月 日			
所 在 地	〒	売 上 高	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地	〒	株式取得後の 議決権保有割合	株主順位	届出会社 との関係
		% (%)	位 (位)	
主たる事業		過去の主な議決権保有割合の変動の状況		
		年 月 年 月	% → % % → %	
その他の事業		株式取得後の役員兼任の状況		
		兼任役員数	株式発行会社の役員の総数	
常時使用する 従業員数	人	人 (人)	人	
取引所金融商品市場 等への上場の有無	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 】			
	☐ 非上場 【 】			

(2) 株式発行会社が共同出資会社に該当するか否か

- ☐ 該当しない
- ☐ 該当する → 次の事項を記載すること。

(ふりがな) 出資者の名称	出資者の 議決権保有割合	出資者の事業種目	共同出資会社を通じた 出資者との関係
	%		

(3) 株式発行会社の子会社の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

- ☐ 無
- ☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産 百万円 (現地通貨)	国内売上高 百万円 (現地通貨)	議決権 保有割合 %

(4) 株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

商品又は役務 の種類	年間事業実績（ 年 月期）			総販売額に 占める割合 %	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
		(計)	百万円	100.0%	

(5) 届出会社と株式発行会社との間で共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該仕入材料及び提供を受けている役務に関する次の事項を記載すること。

仕入種目又は役務 の種類	最近 1 年間の仕入額又は対価		主たる仕入地域又は 提供を受けている地域	備 考
	届出会社 百万円	株式発行会社 百万円		

4 届出会社及び株式発行会社の国内の市場における地位

- (1) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）並びに株式発行会社及びその子会社の間で、国内の同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

商品又は役務の種類【 】 事業地域【 】

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
第 位	株式取得後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【 】				

商品又は役務の種類【 】 事業地域【 】

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
第 位	株式取得後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【 】				

- (2) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）並びに株式発行会社及びその子会社の間で、国内の同一の事業地域内か否かにかかわらず同一の商品若しくは役務について競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合

- ア 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）

商品又は役務の種類【 】 事業地域【 】

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【 】				

イ 株式発行会社及びその子会社

商品又は役務の種類【

】 事業地域【

)

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【 】				

5 株式取得に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

採ることとする措置の具体的内容	採ることとする措置の履行期限
	年 月 日

6 その他参考となるべき事項

様式の項目	事 項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は、様式の項目番号による。）

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

- ア 最近5年以内に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。
- イ 届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- ウ 国内売上高合計額とは、法第10条第2項に規定する国内売上高合計額をいう。
- エ 国内売上高合計額については、百万円未満を切り捨てること。
- オ 国内売上高を算出する際には、売上高を期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

(2) 届出の対象となる株式発行会社に関する事項の概要

- ア 株式発行会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- イ 株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額とは、法第10条第2項に規定する株式発行会社の国内売上高及び当該株式発行会社の子会社の国内売上高を合計した額をいう。
- ウ 株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額については、百万円未満を切り捨てること。
- エ 株式発行会社又はその子会社が外国会社である場合、国内売上高を算出する際には、期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。
- オ 子会社とは、法第10条第6項に規定する子会社をいう。
- カ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する（以下この記載上の注意事項において「保有する」という。）株式発行会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
- キ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

(3) 株式取得の目的・理由・経緯・方法

- 株式取得の方法については、株式の取得先の名称、取得する株式の数及び取得のために用いる方法等を具体的に記載すること。

2 届出会社の概要

(1) 届出会社に関する事項

- ア 届出会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。
- イ 届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- ウ 資本金は、最終の貸借対照表による資本金の金額を記載すること。
- エ 総資産は、最終の貸借対照表による総資産の金額を記載すること。
- オ 売上高は、最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載すること。
- カ 資本金、総資産及び売上高については、百万円未満を切り捨てること。
- キ 届出会社が外国会社である場合、資本金、総資産及び売上高については、期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。総資産は、その外国会社単独の総資産を記載すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、連結決算書による総資産をもって代えることができる。この場合は、連結決算書による総資産であることを「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。
- ク 主たる事業は、国内において最も売上額の多い事業を記載すること。その他の事業は、主たる事業以外の事業を売上額の多い順に記載すること。
- ケ 「常時使用する従業員」とは、事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常雇する旨が積極ないし消極に示されている者をいい、事業主及び法人の役員若しくは臨時の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいう。）はこれに含まない。
- コ 「取引所金融商品市場等への上場の有無」については、該当する□にレ印を付し、届出会社がその株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しく

は同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場又は同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するもの(以下「取引所金融商品市場等」という。)に上場している場合は、取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載すること。複数の取引所金融商品市場等に上場している場合は、そのすべてを記載すること。

(2) 届出会社の属する企業結合集団の概要

ア 最終親会社とは、届出会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい、届出会社に親会社がない場合は、当該届出会社をいう。

イ 子会社については、1(2)に同じ。

ウ 最終親会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。

エ 最終親会社が外国会社である場合は、名称の欄の()内に、国籍を付記すること。

オ 資本金、総資産、売上高、主たる事業、その他の事業、常時使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、(1)に準じて記載すること。

カ 届出会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。

A 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を供給している(取引段階を異にする場合を除く。)

B 当該会社は、届出会社から商品又は役務の供給を受けている。

C 当該会社は、届出会社に商品又は役務を供給している。

D 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E 当該会社と届出会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F AからEまでのいずれにも該当しない。

キ 株式発行会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。

A 当該会社と株式発行会社は、同種の商品又は役務を供給している(取引段階を異にする場合を除く。)

B 当該会社は、株式発行会社から商品又は役務の供給を受けている。

C 当該会社は、株式発行会社に商品又は役務を供給している。

D 当該会社と株式発行会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E 当該会社と株式発行会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F AからEまでのいずれにも該当しない。

ク 最終親会社の子会社の有無については、該当する□にレ印を付すこと。

ケ 主たる事業地域は、主たる事業について記載すること。

コ 国内売上高については、法第10条第2項に規定する国内売上高を記載すること。

なお、国内売上高の欄には、国内売上高に代えて、売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には、記載した売上高の金額に下線を付すこと。

サ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する届出会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

シ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

ス 会社の記載は、議決権保有割合の多い順とする。

(3) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社(届出会社及び(2)イに該当するものを除く。)の有無(国内売上高が30億円を超えるものに限る。)

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。

ウ 主たる事業地域、届出会社との関係、株式発行会社との関係及び会社の記載順については、(2)に準じて記載すること。

エ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

(4) 届出会社の総株主の議決権の100分の10を超える議決権を保有する株主(最終親会社、(2)イ及び(3)

に該当するものを除く。)の有無

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 株主が外国会社である場合は、氏名又は名称の欄にその国籍を付記すること。

ウ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。

エ 主たる事業地域、届出会社との関係及び株式発行会社との関係については、(2)に準じて記載すること。

オ 議決権保有割合とは、届出会社の株主が保有する当該届出会社の株式に係る議決権の数の当該届出会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

カ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

キ 株主の記載は、議決権保有割合の多い順とする。

(5) 届出会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の10を超える会社(2)イ及び(3)に該当するものを除く。)の有無(国内売上高が30億円を超えるものに限る。)

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。

ウ 主たる事業地域、届出会社との関係、株式発行会社との関係及び会社の記載順については、(2)に準じて記載すること。

エ 議決権保有割合とは、届出会社が保有する会社の株式に係る議決権の数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

(6) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等(日本国内における事業に限る。)

ア 商品又は役務の種類は、日本標準産業分類に掲げる大分類F-製造業に係るものについては、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)に基づく工業統計調査用産業分類の6けたの分類に準拠するものとし、その他の事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類(4けた分類)に準拠するものとする。

イ 総販売額に占める割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

ウ 事業地域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載すること。

3 今回の届出の対象となる株式発行会社に関する事項

(1) 株式発行会社の概要

ア 株式発行会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。

イ 株式発行会社が外国会社である場合は、名称の欄の()内に、国籍を付記すること。

ウ 資本金、総資産、売上高、主たる事業、その他の事業、常時使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、2(1)に準じて記載すること。

エ 兼任役員数とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等の役員又は従業員で株式発行会社の役員を兼任する者の数をいう。()内には、兼任役員数のうち届出会社の役員又は従業員で株式発行会社の役員を兼任する者の数を記載すること。

オ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式発行会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

()内には、届出会社が保有する株式発行会社の株式に係る議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合を記載すること。

カ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

キ 株主順位は、議決権保有割合の順位を記載すること。()内には、届出会社の議決権保有割合の順位を記載すること。4位以下の場合は、「4位以下」と記載することができる。

ク 届出会社との関係については、2(2)に準じて記載すること。

ケ 過去の主な議決権保有割合の変動の状況については、届出要件発生日までの議決権保有割合の変動状況の主なものを、その時期も含めて記載すること。

(2) 株式発行会社が共同出資会社に該当するか否か

ア 共同出資会社とは、2以上の会社が、共通の利益のために必要な事業を遂行させることを目的として、契約等により、共同で設立し、又は取得した会社をいう。

イ 該当する□にレ印を付すこと。

ウ 議決権保有割合とは、出資者の保有する共同出資会社の株式に係る議決権の数の当該共同出資会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

エ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

オ 出資者の名称は、議決権保有割合の高い順に記載し、出資者が外国会社である場合は、国籍を付記すること。なお、6位以下の者の記載は省略することができる。

カ 共同出資会社を通じた出資者との関係は、それぞれの出資者との関係について、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。

A ともに共同出資会社が生産した同種の商品又は役務の供給を受けている。

B ともに第三者が生産した同種の商品又は役務の供給を受けている。

C ともに同種の商品又は役務を共同出資会社を通じて第三者に販売している。

D AからCまでのいずれにも該当しない。

(3) 株式発行会社の子会社の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 子会社については、1(2)に同じ。

ウ 主たる事業及び総資産については、2(1)に準じて記載すること。

エ 主たる事業地域、国内売上高及び会社の記載順については、2(2)に準じて記載すること。

オ 議決権保有割合とは、株式発行会社及びその子会社（当該子会社以外の当該株式発行会社の子会社をいう。）が保有する当該子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

カ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

(4) 株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

2(6)に準じて記載すること。

(5) 届出会社と株式発行会社との間で共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 仕入材料及び提供を受けている役務の種類が多数ある場合は、仕入額又は対価が多いもの（総仕入額若しくは対価の合計に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

4 届出会社及び株式発行会社の国内の市場における地位

ア 最終親会社については、2(2)に同じ。

イ 子会社については、1(2)に同じ。

ウ 供給する商品又は役務の種類が多数ある場合は、販売金額が多いもの（総販売金額に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

エ 名称欄には、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）を「届出会社等」と、株式発行会社及びその子会社を「株式発行会社等」とまとめて記載し、主要な同業者についてはその名称を記載すること。

オ 主要な同業者（名称欄で記載した「届出会社等」及び「株式発行会社等」に含まれる会社を除く。）については、原則として第3位まで記載すること。また、項目(1)では、名称欄で記載した「届出会社等」及び「株式発行会社等」に含まれる会社については、順位に関係なく記載すること。

カ 市場占拠率については、推定により記載した場合は、「推定」と付記すること。

キ 順位については、10位以下の場合は、「10位以下」と記載することができる。この場合は、同業者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができる。

ク 備考欄には、名称欄で記載した「届出会社等」及び「株式発行会社等」に含まれる会社の名称と当該会社の市場占拠率を内訳として記載すること。

5 株式取得に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

株式取得の計画に当たり、特段の措置を採る場合は、その具体的内容及びその履行期限を記載すること。
複数の措置を採り履行期限が異なる場合は措置ごとに履行期限を記載すること。

法第 10 条第 5 項の規定により適用される同条第 2 項の規定による株式取得に関する計画届出書

印

記

(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	事務上の連絡先	担当部署	
設立準拠法			所在地	〒
国内売上高合計額	百万円 (年 月期末現在)		担当者	
			電話番号	- -

(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	議決権保有割合の 変動予定内容	% → %
株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額	百万円 (年 月期末現在)	上記変動の予定日	年 月 日

2 届出会社の概要

(1) 届出会社に関する事項

(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()		資 本 金	百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)	
所 在 地	〒		総 資 産	百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)	
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地	〒		売 上 高	百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)	
主たる事業					
その他の事業					
常時使用する 従業員数	人	決算の時期	月	設立年月日	年 月 日
取引所金融商品市場 等への上場の有無	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 ☐ 非上場 【				

(2) 届出会社の子会社である組合に関する事項

ア 届出会社の子会社である組合の概要

(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()		出 資 金	百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)	
設立準拠法			総 資 産	百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)	
所 在 地	〒		設立年月日	年 月 日	

イ 上記組合の出資金のうち 100 分の 10 を超えて出資する者（届出会社を除く。）の有無

☐ 無

☐ 有 → 当該出資者に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	組合員の区分	出資比率	現に営む事業の概要	所 在 地
	☐ 非業務執行組合員	%		〒
	☐ 業務執行組合員			

(3) 届出会社の属する企業結合集団の概要

ア 最終親会社の概要（届出会社が最終親会社である場合はウから記載すること。）

(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	資 本 金	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	
設立準拠法				
所 在 地	〒	総 資 産	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地	〒	売 上 高	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	
主たる事業		届出会社 との関係	株式発行会社 との関係	
その他の事業		設立年月日	年 月 日	
常時使用する 従業員数	人	決算の時期	月	
取引所金融商品市場 等への上場の有無	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 【 ☐ 非上場			

イ 最終親会社と届出会社の子会社である組合との間の議決権保有関係

--

ウ 最終親会社の子会社（届出会社及び届出会社の子会社である組合を除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

- ☐ 無
☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる 事業地域	総資産 百万円	国内売上高 百万円	議決権 保有割合 %	届出会社 との関係	株式発行会社 との関係

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる 事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	株式発行会社 との関係
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%		

(4) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社 (届出会社及び(3)ウに該当するものを除く。)の有無 (国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。)

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	株式発行会社 との関係
			%		

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	株式発行会社 との関係
			%		

(5) 届出会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超える議決権を保有する株主 (最終親会社、(3)ウ及び(4)に該当するものを除く。)の有無

☐ 無

☐ 有 → 当該株主に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	株式発行会社 との関係
			%		

(6) 届出会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 10 を超える会社 ((3)ウ及び(4)に該当するものを除く。)の有無 (国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。)

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	株式発行会社 との関係
			%		

イ 外国の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	株式発行会社 との関係
			%		

(7) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

商品又は役務 の種類	年間事業実績（ 年 月期）			総販売額に 占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

3 今回の届出の対象となる株式発行会社に関する事項

(1) 株式発行会社の概要

(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	資 本 金	百万円 (現地通貨) (年 月期末現在)	
設立準拠法		総 資 産	百万円 (現地通貨) (年 月期末現在)	
設立年月日	年 月 日			
所 在 地	〒	売 上 高	百万円 (現地通貨) (年 月期末現在)	
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地	〒	株式取得後の 議決権保有割合	株主順位	届出会社 との関係
		% (%)	位 (位)	
主たる事業		過去の主な議決権保有割合の変動の状況		
		年 月 年 月	% → % % → %	% %
その他の事業		株式取得後の役員兼任の状況		
		兼任役員数		株式発行会社の役員の総数
常時使用する 従業員数	人	人 (人)	人	
取引所金融商品市場 等への上場の有無	□ 上 場 → 金融商品市場名 【 】			
	□ 非上場 【 】			

(2) 株式発行会社が共同出資会社に該当するか否か

☐ 該当しない

☐ 該当する → 次の事項を記載すること。

(ふりがな) 出資者の名称	出資者の 議決権保有割合	出資者の事業種目	共同出資会社を通じた 出資者との関係
	%		

(3) 株式発行会社の子会社の有無（国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%

(4) 株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

商品又は役務 の種類	年間事業実績（ 年 月期 ）			総販売額に 占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

☐ 有 → 当該仕入材料及び提供を受けている役務に関する次の事項を記載すること。

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
第 位	株式取得後の地位及び市場占拠率	%		

全業者数

市場占拠率等の算出の根拠となった資料等

ア 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【 】				

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第1位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【 】				

採ることとする措置の具体的内容	採ることとする措置の履行期限 年 月 日

様式の項目	事 項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は、様式の項目番号による。）

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

- ア 最近5年以内に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。
- イ 届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- ウ 国内売上高合計額とは、法第10条第2項に規定する国内売上高合計額をいう。
- エ 国内売上高合計額については、百万円未満を切り捨てること。
- オ 国内売上高を算出する際には、売上高を期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

(2) 届出の対象となる株式発行会社に関する事項の概要

- ア 株式発行会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- イ 株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額とは、法第10条第2項に規定する株式発行会社の国内売上高及び当該株式発行会社の子会社の国内売上高を合計した額をいう。
- ウ 株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額については、百万円未満を切り捨てること。
- エ 株式発行会社又はその子会社が外国会社である場合、国内売上高を算出する際には、期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。
- オ 子会社とは、法第10条第6項に規定する子会社をいう。
- カ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する（以下この記載上の注意事項において「保有する」という。）株式発行会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
- キ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

(3) 株式取得の目的・理由・経緯・方法

- 株式取得の方法については、株式の取得先の名称、取得する株式の数及び取得のために用いる方法等を具体的に記載すること。

2 届出会社の概要

(1) 届出会社に関する事項

- ア 届出会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。
- イ 届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- ウ 資本金は、最終の貸借対照表による資本金の金額を記載すること。
- エ 総資産は、最終の貸借対照表による総資産の金額を記載すること。
- オ 売上高は、最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載すること。
- カ 資本金、総資産及び売上高については、百万円未満を切り捨てること。
- キ 届出会社が外国会社である場合、資本金、総資産及び売上高については、期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。総資産は、その外国会社単独の総資産を記載すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、連結決算書による総資産をもって代えることができる。この場合は、連結決算書による総資産であることを「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。
- ク 主たる事業は、国内において最も売上額の多い事業を記載すること。その他の事業は、主たる事業以外の事業を売上額の多い順に記載すること。
- ケ 「常時使用する従業員」とは、事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常雇する旨が積極ないし消極に示されている者をいい、事業主及び法人の役員若しくは臨時の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいう。）はこれに含まない。
- コ 「取引所金融商品市場等への上場の有無」については、該当する□にレ印を付し、届出会社がその株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しく

は同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場又は同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するもの(以下「取引所金融商品市場等」という。)に上場している場合は、取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載すること。複数の取引所金融商品市場等に上場している場合は、そのすべてを記載すること。

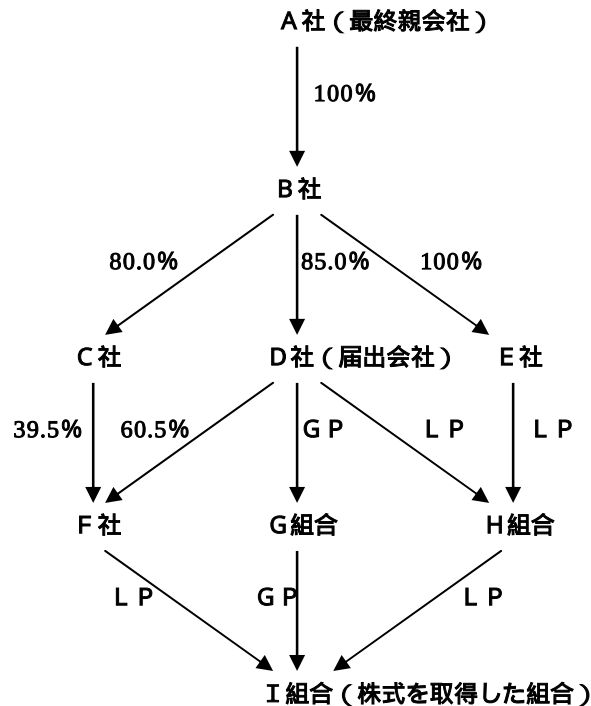
(2) 届出会社の子会社である組合に関する事項

- ア 届出会社の子会社である組合とは、法第10条第5項の規定の適用により、組合の親会社である届出会社が株式発行会社の株式の取得をしようとするものとみなされる場合における当該組合をいう。
- イ 届出会社の子会社である組合が外国会社である場合は、名称の欄の()内に、国籍を付記すること。
- ウ 該当する□にレ印を付すこと。
- エ 組合員の区分については、該当する□にレ印を付すこと。
- オ 現に営む事業の概要は、事業内容が分かるように具体的に記載すること。

(3) 届出会社の属する企業結合集団の概要

- ア 最終親会社とは、届出会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい、届出会社に親会社がない場合は、当該届出会社をいう。
- イ 子会社については、1(2)に同じ。
- ウ 最終親会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。
- エ 最終親会社が外国会社である場合は、名称の欄の()内に、国籍を付記すること。
- オ 資本金、総資産、売上高、主たる事業、その他の事業、常時使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、(1)に準じて記載すること。
- カ 届出会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。
 - A 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を供給している(取引段階を異にする場合を除く。)
 - B 当該会社は、届出会社から商品又は役務の供給を受けている。
 - C 当該会社は、届出会社に商品又は役務を供給している。
 - D 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。
 - E 当該会社と届出会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。
 - F AからEまでのいずれにも該当しない。
- キ 株式発行会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。
 - A 当該会社と株式発行会社は、同種の商品又は役務を供給している(取引段階を異にする場合を除く。)
 - B 当該会社は、株式発行会社から商品又は役務の供給を受けている。
 - C 当該会社は、株式発行会社に商品又は役務を供給している。
 - D 当該会社と株式発行会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。
 - E 当該会社と株式発行会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。
 - F AからEまでのいずれにも該当しない。
- ク 最終親会社の子会社の有無については、該当する□にレ印を付すこと。
- ケ 主たる事業地域は、主たる事業について記載すること。
- コ 国内売上高については、法第10条第2項に規定する国内売上高を記載すること。
なお、国内売上高の欄には、国内売上高に代えて、売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には、記載した売上高の金額に下線を付すこと。
- サ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する届出会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
- シ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
- ス 会社の記載は、議決権保有割合の多い順とする。
- セ 最終親会社と届出会社の子会社である組合との間の議決権保有関係は、議決権保有関係を通じて最終親会社から当該組合に至るまでの関係を議決権保有割合等をもって図示すること。これを例示すると、次のとおりである。

(例)



- (4) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社（届出会社及び(3)ウに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）
- ア 該当する□にレ印を付すこと。
- イ 主たる事業については，(1)に準じて記載すること。
- ウ 主たる事業地域，届出会社との関係，株式発行会社との関係及び会社の記載順については，(3)に準じて記載すること。
- エ 議決権保有割合とは，届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
- オ 議決権保有割合は，小数点以下2けたを四捨五入し，小数点以下1けたまで記載すること。
- (5) 届出会社の総株主の議決権の100分の10を超える議決権を保有する株主（最終親会社，(3)ウ及び(4)に該当するものを除く。）の有無
- ア 該当する□にレ印を付すこと。
- イ 株主が外国会社である場合は，氏名又は名称の欄にその国籍を付記すること。
- ウ 主たる事業については，(1)に準じて記載すること。
- エ 主たる事業地域，届出会社との関係及び株式発行会社との関係については，(3)に準じて記載すること。
- オ 議決権保有割合とは，届出会社の株主が保有する当該届出会社の株式に係る議決権の数の当該届出会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
- カ 議決権保有割合は，小数点以下2けたを四捨五入し，小数点以下1けたまで記載すること。
- ク 株主の記載は，議決権保有割合の多い順とする。
- (6) 届出会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の10を超える会社（(3)ウ及び(4)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）
- ア 該当する□にレ印を付すこと。
- イ 主たる事業については，(1)に準じて記載すること。
- ウ 主たる事業地域，届出会社との関係，株式発行会社との関係及び会社の記載順については，(3)に準じて記載すること。
- エ 議決権保有割合とは，届出会社が保有する会社の株式に係る議決権の数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
- オ 議決権保有割合は，小数点以下2けたを四捨五入し，小数点以下1けたまで記載すること。

(7) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

ア 商品又は役務の種類は、日本標準産業分類に掲げる大分類F-製造業に係るものについては、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）に基づく工業統計調査用産業分類の6けたの分類に準拠するものとし、その他の事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類（4けた分類）に準拠するものとする。

イ 総販売額に占める割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

ウ 事業地域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載すること。

3 今回の届出の対象となる株式発行会社に関する事項

(1) 株式発行会社の概要

ア 株式発行会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。

イ 株式発行会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。

ウ 資本金、総資産、売上高、主たる事業、その他の事業、常時使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、2(1)に準じて記載すること。

エ 兼任役員数とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等の役員又は従業員で株式発行会社の役員を兼任する者の数をいう。（ ）内には、兼任役員数のうち届出会社の役員又は従業員で株式発行会社の役員を兼任する者の数を記載すること。

オ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式発行会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。（ ）内には、届出会社が保有する株式発行会社の株式に係る議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合を記載すること。

カ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

キ 株主順位は、議決権保有割合の順位を記載すること。（ ）内には、届出会社の議決権保有割合の順位を記載すること。4位以下の場合は、「4位以下」と記載することができる。

ク 届出会社との関係については、2(3)に準じて記載すること。

ケ 過去の主な議決権保有割合の変動の状況については、届出要件発生日までの議決権保有割合の変動状況の主なものを、その時期も含めて記載すること。

(2) 株式発行会社が共同出資会社に該当するか否か

ア 共同出資会社とは、2以上の会社が、共通の利益のために必要な事業を遂行させることを目的として、契約等により、共同で設立し、又は取得した会社をいう。

イ 該当する□にレ印を付すこと。

ウ 議決権保有割合とは、出資者の保有する共同出資会社の株式に係る議決権の数の当該共同出資会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

エ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

オ 出資者の名称は、議決権保有割合の高い順に記載し、出資者が外国会社である場合は、国籍を付記すること。なお、6位以下の者の記載は省略することができる。

カ 共同出資会社を通じた出資者との関係は、それぞれの出資者との関係について、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。

A ともに共同出資会社が生産した同種の商品又は役務の供給を受けている。

B ともに第三者が生産した同種の商品又は役務の供給を受けている。

C ともに同種の商品又は役務を共同出資会社を通じて第三者に販売している。

D AからCまでのいずれにも該当しない。

(3) 株式発行会社の子会社の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 子会社については、1(2)に同じ。

ウ 主たる事業及び総資産については、2(1)に準じて記載すること。

エ 主たる事業地域、国内売上高及び会社の記載順については、2(3)に準じて記載すること。

オ 議決権保有割合とは、株式発行会社及びその子会社（当該子会社以外の当該株式発行会社の子会社

をいう。)が保有する当該子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

カ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

(4) 株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等(日本国内における事業に限る。)

2(7)に準じて記載すること。

(5) 届出会社と株式発行会社との間で共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無(日本国内の市場におけるものに限る。)

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 仕入材料及び提供を受けている役務の種類が多数ある場合は、仕入額又は対価が多いもの(総仕入額若しくは対価の合計に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの)等主要なものについて比較して記載すること。

4 届出会社及び株式発行会社の国内の市場における地位

ア 最終親会社については、2(3)に同じ。

イ 子会社については、1(2)に同じ。

ウ 供給する商品又は役務の種類が多数ある場合は、販売金額が多いもの(総販売金額に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの)等主要なものについて比較して記載すること。

エ 名称欄には、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等(当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。)を「届出会社等」と、株式発行会社及びその子会社を「株式発行会社等」とまとめて記載し、主要な同業者についてはその名称を記載すること。

オ 主要な同業者(名称欄に記載した「届出会社等」及び「株式発行会社等」に含まれる会社を除く。)については、原則として第3位まで記載すること。また、項目(1)では、名称欄に記載した「届出会社等」及び「株式発行会社等」に含まれる会社については、順位に関係なく記載すること。

カ 市場占拠率については、推定により記載した場合は、「推定」と付記すること。

キ 順位については、10位以下の場合は、「10位以下」と記載することができる。この場合は、同業者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができる。

ク 備考欄には、名称欄に記載した「届出会社等」及び「株式発行会社等」に含まれる会社の名称と当該会社の市場占拠率を内訳として記載すること。

5 株式取得に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

株式取得の計画に当たり、特段の措置を採る場合は、その具体的内容及びその履行期限を記載すること。複数の措置を採り履行期限が異なる場合は措置ごとに履行期限を記載すること。

法第 11 条第 1 項ただし書の規定による認可申請書

平成 年 月 日

公 正 取 引 委 員 会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名) 印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 11 条第 1 項ただし書の規定により、議決権の取得又は保有の認可を受けたいので、昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 3 条第 2 項に掲げる書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 申請の概要

(1) 申請会社に関する事項の概要

ふりがな			
名称			
事務上の連絡先			
所在地	〒		
担当部署		担当者	
電話番号	- -		

(2) 株式発行会社に関する事項の概要

ふりがな		議決権	☐ 10%以下
名 称		保 有	☐ 10%超 25%以下
		割 合	☐ 25%超 50%以下
			☐ 50%超

「議決権保有割合」欄の下線部の□にレ印を付した場合は、後掲 2 (3)及び(4)、5 並びに 6 については記載不要。ただし、株式発行会社が申請会社と他の株式発行会社との共同出資会社である場合は、この限りでない。

2 申請会社に関する事項

(1) 申請会社に関する事項

所在地	〒		
設立年月日	年	月	日
	決算の時期		月
主たる事業			
その他の事業			
総資産 (年 月 日現在)	百万円 (現地通貨)		
資本金 (年 月 日現在)	百万円 (現地通貨)		
常時使用する従業員数 (年 月 日現在)	人		

(2) 申請会社が外国会社の場合の記載事項

国籍		設立準拠法	
日本国内に支店又は営業所がある場合,その 名称及び所在地			

(3) 申請会社を実質的に支配している会社の有無

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 名 称	事業分野	総資産	売上高	議決権保有割合	備考
		百万円	百万円	%	

(4) 申請会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超えて保有する株主 ((3) に該当するものを除く。)

の有無

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	提出会社との関係
			%	

(5) 申請会社の商品又は役務の種類別の我が国における年間事業実績等

商品又は役務の種類	年間事業実績（ 年 月期）	事業地域

3 株式発行会社に関する事項

(1) 当該株式発行会社の概要

所在地	〒		設立年月日	
			年	月 日
資本金(年 月 日現在)		百万円	総資産(年 月 日現在)	百万円
発行する株式の総数		株	総株主の議決権	議決権
主たる事業				
その他の事業				

(2) 株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績又は計画

商品又は役務の種類	年間事業実績・計画（ 年 月期）	事業地域

(3) 申請会社と株式発行会社の関係

申請会社との関係	兼任役員数	株式発行会社の役員の総数
	人	人

(4) その他申請会社と株式発行会社の関係において特記すべき事項

4 議決権の取得又は保有に関する事項

(1) 議決権取得・保有の内容に関する事項

日	取得・保有事由	総株主の議決権	取得・保有議決権数	保有割合	株主順位
年 月 日	申請時点	議決権	議決権	%	位
年 月 日		議決権	議決権	-	-
年 月 日	変更後	議決権	議決権	%	位

(2) 株式発行会社が共同出資会社に該当するか否か

☐ 該当しない

☐ 該当する → 次の事項を記載すること。

(ふりがな) 他の出資者の名称	他の出資者の 議決権保有割合	他の出資者の 事業種目	共同出資会社を通じた 他の出資者との関係
	%		

(3) 議決権の取得又は保有の経緯・目的・理由

(4) その他保有議決権に関して特記すべき事項

5 申請会社及び株式発行会社の保有議決権に関する事項

(1) 申請会社又は株式発行会社の子会社及び実質子会社の有無

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること

(ふりがな) 名 称	事業分野	総資産	売上高	議決権保有割合	備考
		百万円	百万円	%	

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権保有割合	提出会社との関係
			%	

6 申請会社及び株式発行会社等の市場における地位

(1) 申請会社（申請会社と議決権保有関係がある会社を含む。以下同じ。）と株式発行会社（株式発行会社と議決権保有関係がある会社及び4(2)に記載した共同出資会社を含む。以下同じ。）の間で、同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

商品又は役務の種類【 】 事業地域【 】

同業者の中において占める地位	申請会社、株式発行会社 及び同業者の名称	市場占拠率	第1位との 格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位				
第 3 位				
第 位				
第 位				
第 位	提出会社及び株式発行会社の合算			
同業者数（提出会社及び株式発行会社を含む。） 社				
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【 】				

商品又は役務の種類【 】 事業地域【 】

同業者の中において占める地位	申請会社、株式発行会社 及び同業者の名称	市場占拠率	第1位との 格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位				
第 3 位				
第 位				
第 位				
第 位	提出会社及び株式発行会社の合算			
同業者数（提出会社及び株式発行会社を含む。） 社				
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【 】				

ア 申請会社

同業者の中で 順位を占める 地位	申請会社及び同業者の名称	市場占拠率	第1位との 格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位				
第 3 位				
第 位				
同業者数（提出会社を含む。） 社				
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【 】				

同業者の中で 占める地位	株式発行会社及び同業者の名称	市場占拠率	第1位との 格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位				
第 3 位				
第 位				
同業者数（株式発行会社を含む。） 社				
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【 】				

7 その他参考となるべき事項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は、様式の項目番号による。）

1 申請の概要

(1) 申請会社に関する事項の概要

最近5年以内に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。

(2) 株式発行会社に関する事項の概要

ア 議決権保有割合は該当するものにレ印を付すること。

イ 議決権保有割合については、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権数を含めて計算すること。

2 申請会社に関する事項

(1) 申請会社に関する事項

ア 所在地は、1(1)の事務上の連絡先の所在地と同じである場合は省略できる。

イ 総資産は、最終の貸借対照表による資産の合計金額を記載すること。また、資本金、総資産については、百万円未満を切り捨てること。以下同じ。

ウ 資本金及び総資産欄の現地通貨については、外国会社のみ記載すること。

(2) 申請会社が外国会社の場合の記載事項

日本国内の支店、営業所等が複数有る場合は、主たる営業所を1つ記載すればよい。

(3) 申請会社を実質的に支配している会社の有無

ア 申請会社を実質的に支配している会社とは、申請会社の総株主の議決権の100分の50を超えて保有している会社及び申請会社の総株主の議決権の100分の25超100分の50以下を保有し、かつ、申請会社の筆頭株主となっている（他に同率の会社がある場合を除く。）会社をいう。

イ 該当する□にレ印を付すること。

ウ 事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類に準拠するものとする。また、事業分野については、当該会社の属する事業分野のうち、当該会社の最近1年間の売上額が多いもの上位3つを記載すること。ただし、当該事業分野における当該会社の最近1年間の売上額が600億円未満である場合又は当該事業分野全体の最近1年間の売上額が6000億円以下である場合には、記載を要しない。また、当該子会社の最近1年間の総売上額に占める当該事業分野における最近1年間の売上額の割合が25%未満である場合には、記載を要しない。

エ 備考欄には、記載する事業分野のいずれかにおいて、当該会社の全国における市場占拠率（シェア）が10%以上である場合又は10%以上であると推定される場合にレ印を付すること。

(4) 申請会社の総株主の議決権の100分の10を超えて保有する株主（(3)に該当するものを除く。）の有無

ア 該当する□にレ印を付すること。

イ 主たる事業は、1つの事業について記載すれば足りる。

ウ 申請会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合には、そのすべてを記載すること。

A 当該会社と申請会社は、同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除く。）。)

B 当該会社は、申請会社から商品又は役務の供給を受けている。

- C 当該会社は、申請会社に商品又は役務を供給している。
- D 当該会社と申請会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。
- E 当該会社と申請会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。
- F 当該会社は、申請会社の委託を受けて申請会社の固有の業務に従属する業務を行う。
- G AからFまでのいずれにも該当しない（具体的に記載すること。）。

(5) 申請会社の商品又は役務の種類別の我が国における年間事業実績等

事業地域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載すること。以下同じ。

3 株式発行会社に関する事項

(1) 当該株式発行会社の概要

- ア 設立日は、株式発行会社が新規に設立される場合は、設立予定日を記入し、予定日である旨記載すること。
- イ 総資産は、株式発行会社が新規に設立される場合は、設立時に予定される総資産額を記入し、予定である旨記載すること。

(2) 株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績又は計画

株式発行会社が既存の会社である場合は年間事業実績を、新設の会社の場合は設立後1年間の事業計画を記載する。

(3) 申請会社と株式発行会社の関係

申請会社との関係は、2(4)に準じて記載すること。株式発行会社が新規に設立される場合は、どのような関係となることが想定されるかについて選択し、記載すること。

(4) その他申請会社と株式発行会社の関係において特記すべき事項

- ア 役員兼任数は本件株式取得後の予定も含めて記入すること。
- イ 役員兼任以外の人的関係（派遣、出向等）、業務に関する提携関係、特別の融資関係がある場合は、その内容を記載すること。また、役員兼任がある場合は、その具体的内容を記載すること。

4 議決権取得又は保有に関する事項

(1) 議決権取得・保有の内容に関する事項

- ア 申請時点、議決権保有比率変更時（複数にわたる場合はその都度）及び変更後について各事項の記載をすること。
- イ 議決権保有比率変更時の取得・保有事由は、「第三者割当増資」、「〇〇からの株式譲受け」、「市場買い付け」等端的に記載すること。
- ウ 議決権保有比率変更時の総株主の議決権及び取得・保有議決権数は、増加又は減少議決権数を記入すること。

(2) 株式発行会社が共同出資会社に該当するか否か

- ア 共同出資会社とは、2以上の会社が、共同の利益のために必要な事業を遂行させることを目的として、契約等により、共同で設立し、又は取得した（する）会社をいう。
- イ 共同出資会社を通じた他の出資者との関係は、それぞれの出資者との関係について、2(4)ウの選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合には、そのすべ

てを記載すること。

5 申請会社及び株式発行会社の議決権保有に関する事項

(1) 申請会社又は株式発行会社の子会社及び実質子会社の有無

ア 子会社とは法第9条第5項に規定する会社をいい、実質子会社とは申請会社の議決権保有割合(子会社が保有している分を含む。)が25%超50%以下であり、かつ、申請会社の議決権保有割合が最も高い(他に同率の株主がいる場合を除く。)国内の会社をいう。以下同じ。

イ 本件議決権取得後に株式発行会社が子会社又は実質子会社に該当する場合は、株式発行会社についても記入すること。

ウ 本件議決権取得後に株式発行会社が申請会社の子会社に該当しない場合は、株式発行会社の子会社又は実質子会社については記載を要しない。

エ 株式発行会社の子会社及び実質子会社については、名称に下線を付すこと。

オ 2(3)に準じて記載すること。

(2) 申請会社又は株式発行会社がその総株主の議決権の100分の10を超えて議決権を保有している会社((1)に該当するものを除く。)の有無

2(4)に準じて記載すること。

6 申請会社及び株式発行会社等の市場における地位

(1) 申請会社と株式発行会社の間で、同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

ア 申請会社と議決権保有関係がある会社とは、申請会社の総株主の議決権の100分の10以上を保有する会社、申請会社の議決権保有割合が10%以上の会社をいう。

イ 株式発行会社と議決権保有関係がある会社とは、株式発行会社の総株主の議決権の100分の10以上を所有する会社、株式発行会社の議決権保有割合が10%以上の会社をいう。ただし、申請会社と議決権保有関係がある会社を除く。

ウ 共同出資会社とは、4(2)に記載した他の出資者をいう。ただし、申請会社又は株式発行会社と議決権保有関係にある会社を除く。

エ 供給する商品又は役務の種類が多数ある場合には、主要なもの(収益に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの)について比較して記載すること。

オ 主要な同業者(申請会社及び株式発行会社以外の同業者をいう。)については、原則として第3位まで記載すること。また、項目(1)では、申請会社及び株式発行会社については、順位に関係なく記載すること。

カ 市場占拠率については、推定により記載した場合には、「推定」と付記すること。

キ 順位については、10位以下の場合には、「10位以下」と記載することができる。この場合、同業者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができる。

ク 備考欄には、申請会社若しくは株式発行会社と議決権保有関係がある会社又は共同出資会社の名称と当該会社の市場占拠率を内訳として記載すること。

(2) 申請会社と株式発行会社の間で、同一の事業地域内か否かにかかわらず同一の商品若しくは役務につ

いて競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合
(1)に準じて記載すること。

様式第 7 号（用紙の大きさは，日本工業規格 A4 とする。）

法第 11 条第 2 項の規定による認可申請書

平成 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名) 印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 11 条第 2 項の規定により，議決権保有の認可を受けたいので，昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 4 条第 2 項に掲げる書類を添え，下記のとおり申請します。

記

1 申請の概要

(1) 申請会社に関する事項の概要

ふりがな			
名 称			
事務上の連絡先			
所在地	〒		
担当部署		担当者	
電話番号	- -		

(2) 株式発行会社に関する事項の概要

ふりがな			
名 称			
議決権保有の事由	号	法定限度を超えることとなった日	年 月 日

2 申請会社に関する事項

(1) 申請会社に関する事項

所在地	〒		
設立年月日	年	月	日
主たる事業	決算の時期		
その他の事業	月		
総資産(年 月 日現在)	百万円(現地通貨)		
資本金(年 月 日現在)	百万円(現地通貨)		
常時使用する従業員数(年 月 日現在)	人		

(2) 申請会社が外国会社の場合

国籍	設立準拠法
日本国内に支店又は営業所がある場合、その名称及び所在地	

(3) 申請会社の商品又は役務の種類別の我が国における年間事業実績等

商品又は役務の種類	年間事業実績(年 月期)	事業地域

3 株式発行会社に関する事項

(1) 当該株式発行会社の概要

所在地	〒		設立年月日	
			年 月 日	
資本金(年 月 日現在)	百万円	総資産(年 月 日現在)	百万円	
主たる事業				
その他の事業				

(2) 株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績又は計画

商品又は役務の種類	年間事業実績・計画（ 年 月期）	事業地域

(3) 申請会社と株式発行会社の関係

提出会社との関係	兼任役員数	株式発行会社の役員の総数
	人	人

(4) その他申請会社と株式発行会社の関係において特記すべき事項

4 議決権の取得又は保有に関する事項

(1) 株式発行会社の株式等に関する事項（ 年 月 日現在）

発行する株式数	株	総株主の議決権	議決権
---------	---	---------	-----

(2) 申請に係る議決権の取得又は保有に関する事項

保有議決権数	議決権（ 位 %）
保有経緯	
申請理由	
株式処分計画	

5 その他参考となるべき事項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は、様式の項目番号による。）

1 申請の概要

(1) 申請会社に関する事項の概要

最近5年以内に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。

(2) 株式発行会社に関する事項の概要

ア 議決権保有の事由については、法第11条第1項ただし書各号のいずれの規定に基づく取得又は保有であるかを記載すること。

イ 株式発行会社の総株主の議決権の100分の5（保険業を営む会社にあつては、100分の10。以下「法定限度」という。）を超えて取得又は保有することとなった日を記載すること。

2 申請会社に関する事項

(1) 申請会社に関する事項

ア 所在地は、1(1)の事務上の連絡先の所在地と同じである場合は省略できる。

イ 総資産は、最終の貸借対照表による資産の合計金額を記載すること。また、資本金、総資産、総資産合計額については、百万円未満を切り捨てること。以下同じ。

ウ 資本金及び総資産欄の現地通貨については、外国会社のみ記載すること。

(2) 申請会社が外国会社の場合の記載事項

日本国内の支店、営業所等が複数ある場合は、主たる営業所を記載すれば足りる。

(3) 申請会社の商品又は役務の種類別の我が国における年間事業実績等

事業地域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載すること。以下同じ。

3 株式発行会社に関する事項

(2) 株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績又は計画

2(3)に準じて記載すること。

(3) 申請会社と株式発行会社の関係

ア 申請会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合には、そのすべてを記載すること。

A 株式発行会社と申請会社は、同種の商品又は役務を供給している(取引段階を異にする場合を除く。)

B 株式発行会社は、申請会社から商品又は役務の供給を受けている。

C 株式発行会社は、申請会社に商品又は役務を供給している。

D 株式発行会社と申請会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E 株式発行会社と申請会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F AからEまでのいずれにも該当しない(具体的に記載すること。)

イ その他申請会社と株式発行会社の関係において特記すべき事項については、役員兼任以外の人的関係(派遣、出向等)、業務に関する提携関係、特別の融資関係がある場合は、その内容を記載すること。

4 議決権の取得又は保有に関する事項

(2) 申請に係る議決権の取得又は保有に関する事項

ア 保有議決権数欄の()内は、申請会社の株主の順位及び総株主の議決権に占める割合を記載すること。

イ 保有経緯は、法定限度を超えて保有することとなった経緯について具体的に記載すること。

ウ 申請理由は、保有議決権が法定限度を超えた日から1年を超えて所有することが必要な理由を具体的に記載すること。

エ 株式処分計画は、法定限度を超えて保有する議決権に係る株式の処分計画を処分時期を含めて具体的に記載すること。

法第 15 条第 2 項の規定による合併に関する計画届出書

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名) 印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 15 条第 2 項の規定により、昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 5 条第 3 項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

	(甲) ☐ 存続会社 ☐ 解散会社	(乙) 解散会社
(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	()
設立準拠法		
国内売上高合計額	百万円 (年 月期末現在)	百万円 (年 月期末現在)

(2) 合併後存続又は設立する会社に関する事項の概要

名 称 (ふりがな)	合併予定期日	合併比率
☐ 甲に同じ	年 月 日	(甲)(乙) 1 :

(3) 合併の目的・理由・経緯・方法

[illegible]

2 届出会社の概要

(1) 届出会社に関する事項

		甲	乙
(ふりがな) 名 称 (国 籍)		()	()
所 在 地		〒	〒
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地		〒	〒
資 本 金		百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)
総 資 産		百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)
売 上 高		百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)
主たる事業			
その他の事業			
常時使用する従業員数		人	人
設立年月日		年 月 日	年 月 日
決算の時期		月	月
取引所金融商品市場 等への上場の有無		☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 【 ☐ 非上場	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 【 ☐ 非上場
事務上の連絡先	担当部署		
	所在地	☐ 甲の国内における名称及び所在地に同じ 〒	☐ 乙の国内における名称及び所在地に同じ 〒
	担当者		
	電話番号	- -	- -

(2) 届出会社の属する企業結合集団の概要

ア 最終親会社の概要（届出会社が最終親会社である場合はイから記載すること。）

	甲	乙
(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	()
設立準拠法		
所 在 地	〒	〒
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地	〒	〒
資 本 金	百万円 (現地通貨) (年 月期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月期末現在)
総 資 産	百万円 (現地通貨) (年 月期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月期末現在)
売 上 高	百万円 (現地通貨) (年 月期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月期末現在)
主たる事業		
その他の事業		
常時使用する従業員数	人	人
設立年月日	年 月 日	年 月 日
決算の時期	月	月
届出会社との関係	甲 乙	甲 乙
取引所金融商品市場 等への上場の有無	☐ 上 場 → 金融商品市場名 ☐ 上 場 ☐ 非上場	☐ 上 場 → 金融商品市場名 ☐ 上 場 ☐ 非上場

イ 最終親会社の子会社（届出会社を除く。）の有無（国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。）

(7) 甲

- ☐ 無
☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

a 国内の会社

（ふりがな） 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産 百万円	国内売上高 百万円	議決権 保有割合 %	届出会社 との関係 甲 乙

b 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%	甲	乙

(イ) 乙

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

a 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			百万円	百万円	%	甲	乙

b 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%	甲	乙

(3) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社(届出会社及び(2)イに該当するものを除く。)の有無(国内売上高が30億円を超えるものに限る。)

ア 甲

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

イ 乙

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(4) 届出会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超える議決権を保有する株主（最終親会社，(2)イ及び(3)に該当するものを除く。）の有無

ア 甲

☐ 無

☐ 有 → 当該株主に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

イ 乙

☐ 無

☐ 有 → 当該株主に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(5) 届出会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 10 を超える会社 ((2)イ及び(3)に該当するものを除く。) の有無 (国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。)

ア 甲

- ☐ 無
☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

イ 乙

- ☐ 無
☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(6) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等 (日本国内における事業に限る。)

ア 甲

商品又は役務 の種類	年間事業実績 (年 月期)			総販売額に 占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

イ 乙

商品又は役務 の種類	年間事業実績（ 年 月期）			総販売額に 占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		（計）	百万円	100.0%	

(7) 届出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

商品又は役務 の種類	左の取引額	供 給 会 社		購 入 会 社	
		甲又は乙の区分	供給依存度	甲又は乙の区分	購入依存度
	百万円		%		%

(8) 届出会社の間で共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該仕入材料及び提供を受けている役務に関する次の事項を記載すること。

仕入種目又は役務 の種類	最近 1 年間の仕入額又は対価		主たる仕入地域又は 提供を受けている地域	備 考
	甲	乙		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		

3 合併後存続又は設立する会社の概要

(1) 合併後存続又は設立する会社に関する事項

(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	合併後の資本金	百万円 (現地通貨)
代表者の役職 及び氏名		合併後の総資産	百万円 (現地通貨)
所 在 地	〒	役 員 兼 任 の 状 況	
		兼任役員数	合併後存続又は設立する 会社の役員の総数
		甲 人 乙 人	人
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地	〒	設 立 年 月 日	
		年 月 日	
主たる事業			
その他の事業			
取引所金融商品市場 等への上場の有無	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 ☐ 非上場 【		

(2) 合併後存続又は設立する会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超える議決権を保有する株主の有無

☐ 無

☐ 有 → 当該株主に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合
			%

(3) 合併後存続又は設立する会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに 100 分の 50 又は 100 分の 20 を超える他の会社の有無

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%

(4) 合併後存続又は設立する会社の最終親会社の新たな子会社(2(2)イに該当するものを除く。)の有無(国内売上高が30億円を超えるものに限る。)

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%

(5) 合併後存続又は設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社(2(2)イ, 2(3)及び(4)に該当するものを除く。)の有無(国内売上高が30億円を超えるものに限る。)

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合
			%

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合
			%

(1) 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）、届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）及びこれらの会社等の他合併後存続又は設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は合併後存続又は設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに 100 分の 20 を超える会社となる会社等（国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。）の間で、国内の同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
第 位		%		
第 位	合併後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数				
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【				

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
第 位		%		
第 位	合併後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数				
社				
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【				

ア 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【				

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【				

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
全業者数 社				
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【 】				

5 合併に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

採ることとする措置の具体的内容	採ることとする措置の履行期限
	年 月 日

6 その他参考となるべき事項

様式の項目	事 項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は、様式の項目番号による。）

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

- ア 該当する□にレ印を付すこと。
- イ 最近5年以内に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。
- ウ 届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- エ 国内売上高合計額とは、法第10条第2項に規定する国内売上高合計額をいう。
- オ 国内売上高合計額については、百万円未満を切り捨てること。
- カ 国内売上高を算出する際には、売上高を期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

(2) 合併後存続又は設立する会社に関する事項の概要

- 名称が甲と同じ場合は、□にレ印を付すことで、その記載を省略できる。

2 届出会社の概要

(1) 届出会社に関する事項

- ア 届出会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。
- イ 届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- ウ 資本金は、最終の貸借対照表による資本金の金額を記載すること。
- エ 総資産は、最終の貸借対照表による総資産の金額を記載すること。
- オ 売上高は、最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載すること。
- カ 資本金、総資産及び売上高については、百万円未満を切り捨てること。
- キ 届出会社が外国会社である場合、資本金、総資産及び売上高については、期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。総資産は、その外国会社単独の総資産を記載すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、連結決算書による総資産をもって代えることができる。この場合は、連結決算書による総資産であることを「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。
- ク 主たる事業は、国内において最も売上額の多い事業を記載すること。その他の事業は、主たる事業以外の事業を売上額の多い順に記載すること。
- ケ 「常時使用する従業員」とは、事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常雇する旨が積極ないし消極に示されている者をいい、事業主及び法人の役員若しくは臨時の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいう。）はこれに含まない。
- コ 「取引所金融商品市場等への上場の有無」については、該当する□にレ印を付し、届出会社がその株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場又は同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するもの（以下「取引所金融商品市場等」という。）に上場している場合は、取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載すること。複数の取引所金融商品市場等に上場している場合は、そのすべてを記載すること。
- サ 届出会社が国内の会社であって事務上の連絡先の所在地が甲若しくは乙の名称及び所在地と同じである場合又は外国会社であって事務上の連絡先の所在地が甲若しくは乙の名称及び日本国内における支店その他営業所の所在地と同じである場合は、□にレ印を付すことで、その記載を省略することができる。

(2) 届出会社の属する企業結合集団の概要

- ア 最終親会社とは、届出会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい、届出会社に親会社がない場合は、当該届出会社をいう。
- イ 子会社とは、法第10条第6項に規定する子会社をいう。
- ウ 最終親会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び

所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。

エ 最終親会社が外国会社である場合は、名称の欄の()内に、国籍を付記すること。

オ 資本金、総資産、売上高、主たる事業、その他の事業、常時使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、(1)に準じて記載すること。

カ 届出会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。

A 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を供給している(取引段階を異にする場合を除く。)

B 当該会社は、届出会社から商品又は役務の供給を受けている。

C 当該会社は、届出会社に商品又は役務を供給している。

D 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E 当該会社と届出会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F AからEまでのいずれにも該当しない。

キ 最終親会社の子会社の有無については、該当する□にレ印を付すこと。

ク 主たる事業地域は、主たる事業について記載すること。

ケ 国内売上高については、法第10条第2項に規定する国内売上高を記載すること。

なお、国内売上高の欄には、国内売上高に代えて、売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には、記載した売上高の金額に下線を付すこと。

コ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する(以下この記載上の注意事項において「保有する」という。)届出会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

サ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

シ 会社の記載は、議決権保有割合の多い順とする。

(3) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社(届出会社及び(2)イに該当するものを除く。)の有無(国内売上高が30億円を超えるものに限る。)

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。

ウ 主たる事業地域、届出会社との関係及び会社の記載順については、(2)に準じて記載すること。

エ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

(4) 届出会社の総株主の議決権の100分の10を超える議決権を保有する株主(最終親会社、(2)イ及び(3)に該当するものを除く。)の有無

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 株主が外国会社である場合は、氏名又は名称の欄にその国籍を付記すること。

ウ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。

エ 主たる事業地域及び届出会社との関係については、(2)に準じて記載すること。

オ 議決権保有割合とは、届出会社の株主が保有する当該届出会社の株式に係る議決権の数の当該届出会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

カ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

キ 株主の記載は、議決権保有割合の多い順とする。

(5) 届出会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の10を超える会社((2)イ及び(3)に該当するものを除く。)の有無(国内売上高が30億円を超えるものに限る。)

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。

ウ 主たる事業地域、届出会社との関係及び会社の記載順については、(2)に準じて記載すること。

エ 議決権保有割合とは、届出会社が保有する会社の株式に係る議決権の数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

(6) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等(日本国内における事業に限る。)

ア 商品又は役務の種類は、日本標準産業分類に掲げる大分類F-製造業に係るものについては、工業統

計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）に基づく工業統計調査用産業分類の 6 けたの分類に準拠するものとし、その他の事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類（4 けた分類）に準拠するものとする。

イ 総販売額に占める割合は、小数点以下 2 けたを四捨五入し、小数点以下 1 けたまで記載すること。

ウ 事業地域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載すること。

(7) 届出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

ア 商品又は役務の種類については、(6)に準じて記載すること。

イ 供給（購入）依存度とは、供給（購入）会社の当該商品又は役務の総供給（総購入）額に占める届出会社相互間の取引額の百分比をいう。

(8) 届出会社の間で共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 仕入材料及び提供を受けている役務の種類が多数ある場合は、仕入額又は対価が多いもの（総仕入額若しくは対価の合計に占める割合が 10% 以上のもの又は同業者の中において占める地位が第 3 位以内のもの若しくは市場占拠率が 10% 以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

3 合併後存続又は設立する会社の概要

(1) 合併後存続又は設立する会社に関する事項

ア 合併後存続又は設立する会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。

イ 合併後存続又は設立する会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。

ウ 合併後の資本金、合併後の総資産、主たる事業、その他の事業及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、2 (1)に準じて記載すること。

エ 兼任役員数とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等の役員又は従業員で合併後存続又は設立する会社の役員を兼任する者の数をいう。

(2) 合併後存続又は設立する会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超える議決権を保有する株主の有無

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 株主が外国会社である場合は、氏名又は名称の欄にその国籍を付記すること。

ウ 主たる事業については、2 (1)に準じて記載すること。

エ 主たる事業地域については、2 (2)に準じて記載すること。

オ 議決権保有割合とは、合併後存続又は設立する会社の株主が保有する当該会社の株式に係る議決権の数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

カ 議決権保有割合は、小数点以下 2 けたを四捨五入し、小数点以下 1 けたまで記載すること。

キ 株主の記載は、議決権保有割合の多い順とする。

(3) 合併後存続又は設立する会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに 100 分の 50 又は 100 分の 20 を超える他の会社の有無

ア 合併後存続又は設立する会社が当該合併により他の会社の株式の取得をしようとする場合に記載すること。

イ 該当する□にレ印を付すこと。

ウ 他の会社とは、その国内売上高とその子会社の国内売上高を合計した額が 50 億円を超えるものをいう。他の会社の国内売上高とその子会社の国内売上高を合計する方法は、法第 10 条第 2 項に規定する株式発行会社の国内売上高及びその子会社の国内売上高を合計する方法に準ずるものとする。

エ 主たる事業及び総資産については、2 (1)に準じて記載すること。

オ 主たる事業地域、国内売上高及び会社の記載順については、2 (2)に準じて記載すること。

カ 議決権保有割合とは、合併後存続又は設立する会社が当該取得の後において所有することとなる他の会社の株式に係る議決権の数と、当該会社の属する企業結合集団に属する当該会社以外の会社等が所有する当該他の会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該他の会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

キ 議決権保有割合は、小数点以下 2 けたを四捨五入し、小数点以下 1 けたまで記載すること。

(4) 合併後存続又は設立する会社の最終親会社の新たな子会社（２(２)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。）

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 最終親会社及び子会社については，２(２)に同じ。

ウ 主たる事業及び総資産については，２(１)に準じて記載すること。

エ 主たる事業地域，国内売上高及び会社の記載順については，２(２)に準じて記載すること。

オ 議決権保有割合とは，合併後存続又は設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する当該会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

カ 議決権保有割合は，小数点以下２けたを四捨五入し，小数点以下１けたまで記載すること。

(5) 合併後存続又は設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに 100 分の 20 を超える会社（２(２)イ，２(３)及び(４)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。）

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 主たる事業については，２(１)に準じて記載すること。

ウ 主たる事業地域及び会社の記載順については，２(２)に準じて記載すること。

エ 議決権保有割合とは，合併後存続又は設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ 議決権保有割合は，小数点以下２けたを四捨五入し，小数点以下１けたまで記載すること。

4 届出会社の国内の市場における地位

ア 最終親会社及び子会社については，２(２)に同じ。

イ 供給する商品又は役務の種類が多数ある場合は，販売金額が多いもの（総販売金額に占める割合が 10% 以上のもの又は同業者の中において占める地位が第 3 位以内のもの若しくは市場占拠率が 10% 以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

ウ 名称欄には，届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）を「企業結合集団甲」と，届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）を「企業結合集団乙」とまとめて記載し，主要な同業者についてはその名称を記載すること。

エ 主要な同業者（名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社を除く。）については，原則として第 3 位まで記載すること。また，項目(１)では，名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社については，順位に関係なく記載すること。

オ 市場占拠率については，推定により記載した場合は，「推定」と付記すること。

カ 順位については，10 位以下の場合は，「10 位以下」と記載することができる。この場合は，同業者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができる。

キ 備考欄には，名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社の名称と当該会社の市場占拠率を内訳として記載すること。その際，合併後存続又は設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は合併後存続又は設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに 100 分の 20 を超える会社となる会社（国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。）については，「企業結合集団甲」に含めて記載することとする。

5 合併に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

合併の計画に当たり，特段の措置を採る場合は，その具体的内容及びその履行期限を記載すること。複数の措置を採り履行期限が異なる場合は措置ごとに履行期限を記載すること。

法第 15 条の 2 第 2 項の規定による共同新設分割に関する計画届出書

平成 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名) 印

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名) 印

記

(1) 届出会社に関する事項の概要

	甲	乙
(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	()
設立準拠法		
区 分	☐ 事業の全部分割 ☐ 事業の重要部分の分割	☐ 事業の全部分割 ☐ 事業の重要部分の分割
国内売上高合計額又は分割部分に係る国内売上高	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)
分割する事業又は事業の重要部分の概要		
共同新設分割予定期日	年 月 日	

(1) 届出会社に関する事項

(2) 分割する事業の内容

(ア) 内容の説明

(1) 所在地，数量，帳簿価格等の的確な表示

イ 乙

(7) 内容の説明

(イ) 所在地，数量，帳簿価格等の的確な表示

(3) 届出会社の属する企業結合集団の概要

ア 最終親会社の概要（届出会社が最終親会社である場合はイから記載すること。）

	甲	乙
（ふりがな） 名 称 （国 籍）	（ ）	（ ）
設立準拠法		
所 在 地	〒	〒
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地	〒	〒
資 本 金	百万円 （ 現地通貨 ） （ 年 月 期末現在 ）	百万円 （ 現地通貨 ） （ 年 月 期末現在 ）
総 資 産	百万円 （ 現地通貨 ） （ 年 月 期末現在 ）	百万円 （ 現地通貨 ） （ 年 月 期末現在 ）
売 上 高	百万円 （ 現地通貨 ） （ 年 月 期末現在 ）	百万円 （ 現地通貨 ） （ 年 月 期末現在 ）
主たる事業		
その他の事業		
常時使用する従業員数	人	人
設立年月日	年 月 日	年 月 日
決算の時期	月	月
届出会社との関係	甲 乙	甲 乙
取引所金融商品市場 等への上場の有無	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 【 ☐ 非上場	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 【 ☐ 非上場

イ 最終親会社の子会社（届出会社を除く。）の有無（国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。）

(ア) 甲

- ☐ 無
☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

a 国内の会社

（ふりがな） 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			百万円	百万円	%	甲	乙

b 外国会社

（ふりがな） 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%	甲	乙

(イ) 乙

- ☐ 無
☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

a 国内の会社

（ふりがな） 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			百万円	百万円	%	甲	乙

b 外国会社

（ふりがな） 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%	甲	乙

(4) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社（届出会社及び(3)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。）

ア 甲

- ☐ 無
☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

（ふりがな） 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

イ 乙

- ☐ 無
☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(5) 届出会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超える議決権を保有する株主（最終親会社，(3)イ及び(4)に該当するものを除く。）の有無

ア 甲

- ☐ 無
☐ 有 → 当該株主に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

イ 乙

- ☐ 無
☐ 有 → 当該株主に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(6) 届出会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 10 を超える会社 ((3)イ及び(4)に該当するものを除く。) の有無 (国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。)

ア 甲

- ☐ 無
☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

イ 乙

- ☐ 無
☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(7) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等 (日本国内における事業に限る。)

ア 甲

商品又は役務 の種類	年間事業実績 (年 月期)			総販売額に 占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

イ 乙

商品又は役務 の種類	年間事業実績（ 年 月期）			総販売額に 占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		（ 計 ）	百万円	100.0%	

(8) 届出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

商品又は役務 の種類	左の取引額	供 給 会 社		購 入 会 社	
		甲又は乙の区分	供給依存度	甲又は乙の区分	購入依存度
	百万円		%		%

(9) 届出会社の分割部分の事業に共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無
（日本国内の市場におけるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該仕入材料及び提供を受けている役務に関する次の事項を記載すること。

仕入種目又は役務 の種類	最近 1 年間の仕入額又は対価		主たる仕入地域又は 提供を受けている地域	備 考
	甲	乙		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		

3 共同新設分割により設立する会社の概要

(1) 共同新設分割により設立する会社に関する事項

(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	設立後の資本金	百万円 (現地通貨)
代表者の役職 及び氏名		設立後の総資産	百万円 (現地通貨)
所 在 地	〒	役 員 兼 任 の 状 況	
		兼任役員数	
		甲 人 (人)	乙 人 (人)
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地	〒	共同新設分割により設立 する会社の役員の総数	
		人	
		届 出 会 社 と の 関 係	
主たる事業		甲	乙
		設 立 年 月 日	
その他の事業		年 月 日	
取引所金融商品市場 等への上場の有無	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 】 ☐ 非上場 【 】		

(2) 共同新設分割により設立する会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超える議決権を保有する株主の有無

- ☐ 無
☐ 有 → 当該株主に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合 %

(3) 共同新設分割により設立する会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数の占める割合が新たに 100 分の 50 又は 100 分の 20 を超える他の会社の有無

- ☐ 無
☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合 %
			百万円	百万円	

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%

(4) 共同新設分割により設立する会社の最終親会社の新たな子会社（2(3)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%

(5) 共同新設分割により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社（2(3)イ，2(4)及び(4)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合
			%

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合
			%

(1) 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）、届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）及びこれらの会社等の他共同新設分割により設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は共同新設分割により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに 100 分の 20 を超える会社となる会社等（国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。）の間で、国内の同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
第 位		%		
第 位	分割後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【				

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
第 位		%		
第 位	分割後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【				

ア 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【				

商品又は役務の種類【 】 事業地域【 】

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		

全業者数 社

市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【 】

商品又は役務の種類【 】 事業地域【 】

5 共同新設分割に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

6 その他参考となるべき事項

様式の項目	事 項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は、様式の項目番号による。）

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

- ア 最近5年以内に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。
- イ 届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- ウ 区分については、次の区分に応じて記載すること。
 - (ア) 事業の全部を分割しようとする場合にあっては、「☐ 事業の全部分割」にレ印を付すこと。
 - (イ) 事業の重要部分を分割しようとする場合にあっては、「☐ 事業の重要部分の分割」にレ印を付すこと。
- エ 国内売上高合計額とは、法第10条第2項に規定する国内売上高合計額をいう。
- オ 国内売上高合計額については、百万円未満を切り捨てること。
- カ 国内売上高を算出する際には、売上高を期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

2 届出会社の概要

(1) 届出会社に関する事項

- ア 届出会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。
 - イ 届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
 - ウ 資本金は、最終の貸借対照表による資本金の金額を記載すること。
 - エ 総資産は、最終の貸借対照表による総資産の金額を記載すること。
 - オ 売上高は、最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載すること。
 - カ 資本金、総資産及び売上高については、百万円未満を切り捨てること。
 - キ 届出会社が外国会社である場合、資本金、総資産及び売上高については、期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。総資産は、その外国会社単独の総資産を記載すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、連結決算書による総資産をもって代えることができる。この場合は、連結決算書による総資産であることを「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。
 - ク 主たる事業は、国内において最も売上額の多い事業を記載すること。その他の事業は、主たる事業以外の事業を売上額の多い順に記載すること。
 - ケ 「常時使用する従業員」とは、事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常雇する旨が積極ないし消極に示されている者をいい、事業主及び法人の役員若しくは臨時の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいう。）はこれに含まない。
 - コ 「取引所金融商品市場等への上場の有無」については、該当する☐にレ印を付し、届出会社がその株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場又は同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するもの（以下「取引所金融商品市場等」という。）に上場している場合は、取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載すること。複数の取引所金融商品市場等に上場している場合は、そのすべてを記載すること。
 - サ 届出会社が国内の会社であって事務上の連絡先の所在地が甲若しくは乙の名称及び所在地と同じである場合又は外国会社であって事務上の連絡先の所在地が甲若しくは乙の名称及び日本国内における支店その他営業所の所在地と同じである場合は、☐にレ印を付すことで、その記載を省略することができる。
- ### (3) 届出会社の属する企業結合集団の概要
- ア 最終親会社とは、届出会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい、届出会社に親会社がない場合は、当該届出会社をいう。
 - イ 子会社とは、法第10条第6項に規定する子会社をいう。

- ウ 最終親会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。
- エ 最終親会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- オ 資本金、総資産、売上高、主たる事業、その他の事業、常時使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、(1)に準じて記載すること。
- カ 届出会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。
- A 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を供給している(取引段階を異にする場合を除く。)
 - B 当該会社は、届出会社から商品又は役務の供給を受けている。
 - C 当該会社は、届出会社に商品又は役務を供給している。
 - D 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。
 - E 当該会社と届出会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。
 - F AからEまでのいずれにも該当しない。
- キ 最終親会社の子会社の有無については、該当する□にレ印を付すこと。
- ク 主たる事業地域は、主たる事業について記載すること。
- ケ 国内売上高については、法第10条第2項に規定する国内売上高を記載すること。
 なお、国内売上高の欄には、国内売上高に代えて、売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には、記載した売上高の金額に下線を付すこと。
- コ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する(以下この記載上の注意事項において「保有する」という。)届出会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
- サ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
- シ 会社の記載は、議決権保有割合の多い順とする。
- (4) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社(届出会社及び(3)イに該当するものを除く。)の有無(国内売上高が30億円を超えるものに限る。)
- ア 該当する□にレ印を付すこと。
 - イ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。
 - ウ 主たる事業地域、届出会社との関係及び会社の記載順については、(3)に準じて記載すること。
 - エ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
 - オ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
- (5) 届出会社の総株主の議決権の100分の10を超える議決権を保有する株主(最終親会社、(3)イ及び(4)に該当するものを除く。)の有無
- ア 該当する□にレ印を付すこと。
 - イ 株主が外国会社である場合は、氏名又は名称の欄にその国籍を付記すること。
 - ウ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。
 - エ 主たる事業地域及び届出会社との関係については、(3)に準じて記載すること。
 - オ 議決権保有割合とは、届出会社の株主が保有する当該届出会社の株式に係る議決権の数の当該届出会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
 - カ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
 - キ 株主の記載は、議決権保有割合の多い順とする。
- (6) 届出会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の10を超える会社((3)イ及び(4)に該当するものを除く。)の有無(国内売上高が30億円を超えるものに限る。)
- ア 該当する□にレ印を付すこと。
 - イ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。
 - ウ 主たる事業地域、届出会社との関係及び会社の記載順については、(3)に準じて記載すること。
 - エ 議決権保有割合とは、届出会社が保有する会社の株式に係る議決権の数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
 - オ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
- (7) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等(日本国内における事業に限る。)

ア 商品又は役務の種類は、日本標準産業分類に掲げる大分類 F - 製造業に係るものについては、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）に基づく工業統計調査用産業分類の 6 けたの分類に準拠するものとし、その他の事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類（4 けた分類）に準拠するものとする。

イ 総販売額に占める割合は、小数点以下 2 けたを四捨五入し、小数点以下 1 けたまで記載すること。

ウ 事業地域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載すること。

(8) 届出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

ア 商品又は役務の種類については、(7)に準じて記載すること。

イ 供給（購入）依存度とは、供給（購入）会社の当該商品又は役務の総供給（総購入）額に占める届出会社相互間の取引額の百分比をいう。

(9) 届出会社の分割部分の事業に共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 仕入材料及び提供を受けている役務の種類が多数ある場合は、仕入額又は対価が多いもの（総仕入額若しくは対価の合計に占める割合が 10% 以上のもの又は同業者の中において占める地位が第 3 位以内のもの若しくは市場占拠率が 10% 以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

3 共同新設分割により設立する会社の概要

(1) 共同新設分割により設立する会社に関する事項

ア 共同新設分割により設立する会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。

イ 共同新設分割により設立する会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。

ウ 設立後の資本金、設立後の総資産、主たる事業、その他の事業及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、2 (1)に準じて記載すること。

エ 兼任役員数とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等の役員又は従業員で共同新設分割により設立する会社の役員を兼任する者の数をいう。（ ）内には、兼任役員数のうち届出会社の役員又は従業員で共同新設分割により設立する会社の役員を兼任する者の数を記載すること。

オ 届出会社との関係は、2 (3)に準じて記載すること。

(2) 共同新設分割により設立する会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超える議決権を保有する株主の有無

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 株主が外国会社である場合は、氏名又は名称の欄にその国籍を付記すること。

ウ 主たる事業については、2 (1)に準じて記載すること。

エ 主たる事業地域については、2 (3)に準じて記載すること。

オ 議決権保有割合とは、共同新設分割により設立する会社の株主が保有する当該会社の株式に係る議決権の数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

カ 議決権保有割合は、小数点以下 2 けたを四捨五入し、小数点以下 1 けたまで記載すること。

キ 株主の記載は、議決権保有割合の多い順とする。

(3) 共同新設分割により設立する会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに 100 分の 50 又は 100 分の 20 を超える他の会社の有無

ア 共同新設分割により設立する会社が当該共同新設分割により他の会社の株式の取得をしようとする場合に記載すること。

イ 該当する□にレ印を付すこと。

ウ 他の会社とは、その国内売上高とその子会社の国内売上高を合計した額が 50 億円を超えるものをいう。他の会社の国内売上高とその子会社の国内売上高を合計する方法は、法第 10 条第 2 項に規定する株式発行会社の国内売上高及びその子会社の国内売上高を合計する方法に準ずるものとする。

エ 主たる事業及び総資産については、2 (1)に準じて記載すること。

オ 主たる事業地域、国内売上高及び会社の記載順については、2 (3)に準じて記載すること。

カ 議決権保有割合とは、共同新設分割により設立する会社が当該取得の後において所有することとな

る他の会社の株式に係る議決権の数と、当該会社の属する企業結合集団に属する当該会社以外の会社等が所有する当該他の会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該他の会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

キ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

- (4) 共同新設分割により設立する会社の最終親会社の新たな子会社（2(3)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 最終親会社及び子会社については、2(3)に同じ。

ウ 主たる事業及び総資産については、2(1)に準じて記載すること。

エ 主たる事業地域、国内売上高及び会社の記載順については、2(3)に準じて記載すること。

オ 議決権保有割合とは、共同新設分割により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する当該会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

カ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

- (5) 共同新設分割により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社（2(3)イ、2(4)及び(4)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 主たる事業については、2(1)に準じて記載すること。

ウ 主たる事業地域及び会社の記載順については、2(3)に準じて記載すること。

エ 議決権保有割合とは、共同新設分割により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

4 届出会社の国内の市場における地位

ア 最終親会社及び子会社については、2(3)に同じ。

イ 供給する商品又は役務の種類が多数ある場合は、販売金額が多いもの（総販売金額に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

ウ 名称欄には、届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）を「企業結合集団甲」と、届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）を「企業結合集団乙」とまとめて記載し、主要な同業者についてはその名称を記載すること。

エ 主要な同業者（名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社を除く。）については、原則として第3位まで記載すること。また、項目(1)では、名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社については、順位に関係なく記載すること。

オ 市場占拠率については、推定により記載した場合は、「推定」と付記すること。

カ 順位については、10位以下の場合は、「10位以下」と記載することができる。この場合は、同業者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができる。

キ 備考欄には、名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社の名称と当該会社の市場占拠率を内訳として記載すること。その際、共同新設分割により設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は共同新設分割により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社となる会社（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）については、「企業結合集団甲」に含めて記載することとする。

5 共同新設分割に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

共同新設分割の計画に当たり、特段の措置を採る場合は、その具体的内容及びその履行期限を記載する

こと。複数の措置を採り履行期限が異なる場合は措置ごとに履行期限を記載すること。

法第 15 条の 2 第 3 項の規定による吸収分割に関する計画届出書

平成 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名 印
(代理人の住所 氏名)

記

(1) 届出会社に関する事項の概要

	(甲) 承継する会社	(乙) 分割する会社
(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	()
設立準拠法		
区 分		☐ 事業の全部分割 ☐ 事業の重要部分の分割
国内売上高合計額又は分割部分に係る国内売上高	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)
分割する事業又は事業の重要部分の概要		
吸収分割予定期日	年 月 日	

(2) 吸収分割の目的・理由・経緯・方法

(1) 届出会社に関する事項

		甲	乙
(ふりがな) 名 称 (国 籍)		()	()
所 在 地		〒	〒
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地		〒	〒
資 本 金		百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)
総 資 産		百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)
売 上 高		百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)
主たる事業			
その他の事業			
常時使用する従業員数		人	人
設立年月日		年 月 日	年 月 日
決算の時期		月	月
取引所金融商品市場 等への上場の有無		☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 【 ☐ 非上場	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 【 ☐ 非上場
事務上の連絡先	担当部署		
	所在地	☐ 甲の国内における名称及び所在地に同じ 〒	☐ 乙の国内における名称及び所在地に同じ 〒
	担当者		
	電話番号	- -	- -

ア 内容の説明

イ 所在地，数量，帳簿価格等の的確な表示

b 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%	甲	乙

(イ) 乙

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

a 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			百万円	百万円	%	甲	乙

b 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%	甲	乙

(4) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社 (届出会社及び(3)イに該当するものを除く。)の有無 (国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。)

ア 甲

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

イ 乙

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(5) 届出会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超える議決権を保有する株主（最終親会社，(3)イ及び(4)に該当するものを除く。）の有無

ア 甲

☐ 無

☐ 有 → 当該株主に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

イ 乙

☐ 無

☐ 有 → 当該株主に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(6) 届出会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 10 を超える会社 ((3)イ及び(4)に該当するものを除く。) の有無 (国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。)

ア 甲

- ☐ 無
☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

イ 乙

- ☐ 無
☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(7) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等 (日本国内における事業に限る。)

ア 甲

商品又は役務 の種類	年間事業実績 (年 月期)			総販売額に 占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

イ 乙

商品又は役務 の種類	年間事業実績（ 年 月期）			総販売額に 占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		（ 計 ）	百万円	100.0%	

(8) 届出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

商品又は役務 の種類	左の取引額	供 給 会 社		購 入 会 社	
		甲又は乙の区分	供給依存度	甲又は乙の区分	購入依存度
	百万円		%		%

(9) 承継する会社の事業及び分割する会社の分割部分の事業双方に共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該仕入材料及び提供を受けている役務に関する次の事項を記載すること。

仕入種目又は役務 の種類	最近 1 年間の仕入額又は対価		主たる仕入地域又は 提供を受けている地域	備 考
	甲	乙		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		

3 承継後の会社の概要

(1) 承継後の会社に関する事項

(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	承継後の資本金	百万円 (現地通貨)
代表者の役職 及び氏名		承継後の総資産	百万円 (現地通貨)
所 在 地	〒	役 員 兼 任 の 状 況	
		兼任役員数	承継後の会社の 役員の総数
日本国内に支店その他営業所がある場合 の名称及び所在地	〒	甲 人	乙 人 (人)
		届 出 会 社 乙 と の 関 係	
主たる事業		設 立 年 月 日	
その他の事業		年 月 日	
取引所金融商品市場 等への上場の有無	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 】 ☐ 非上場 【 】		

(2) 承継後の会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超える議決権を保有する株主の有無

☐ 無

☐ 有 → 当該株主に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合 %

(3) 承継後の会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに 100 分の 50 又は 100 分の 20 を超える他の会社の有無

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合 %
			百万円	百万円	

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%

(4) 承継後の会社の最終親会社の新たな子会社（２(3)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%

(5) 承継後の会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに 100 分の 20 を超える会社（２(3)イ，２(4)及び(4)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合
			%

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合
			%

(1) 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）、届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）及びこれらの会社等の他承継後の会社の最終親会社の新たな子会社又は承継後の会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに 100 分の 20 を超える会社となる会社等（国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。）の間で、国内の同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
第 位		%		
第 位	分割後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数 社				
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【 】				

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
第 位		%		
第 位	分割後の地位及び市場占拠率	%		

全業者数 社

市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【 】

ア 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【				

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【				

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【				

5 吸収分割に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

採ることとする措置の具体的内容	採ることとする措置の履行期限
	年 月 日

6 その他参考となるべき事項

様式の項目	事 項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は、様式の項目番号による。）

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

- ア 最近5年以内に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。
- イ 届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- ウ 区分については、次の区分に応じて記載すること。
 - (ア) 事業の全部を分割しようとする場合にあっては、「☐ 事業の全部分割」にレ印を付すこと。
 - (イ) 事業の重要部分を分割しようとする場合にあっては、「☐ 事業の重要部分の分割」にレ印を付すこと。
- エ 国内売上高合計額とは、法第10条第2項に規定する国内売上高合計額をいう。
- オ 国内売上高合計額については、百万円未満を切り捨てること。
- カ 国内売上高を算出する際には、売上高を期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

2 届出会社の概要

(1) 届出会社に関する事項

- ア 届出会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。
 - イ 届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
 - ウ 資本金は、最終の貸借対照表による資本金の金額を記載すること。
 - エ 総資産は、最終の貸借対照表による総資産の金額を記載すること。
 - オ 売上高は、最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載すること。
 - カ 資本金、総資産及び売上高については、百万円未満を切り捨てること。
 - キ 届出会社が外国会社である場合、資本金、総資産及び売上高については、期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。総資産は、その外国会社単独の総資産を記載すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、連結決算書による総資産をもって代えることができる。この場合は、連結決算書による総資産であることを「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。
 - ク 主たる事業は、国内において最も売上額の多い事業を記載すること。その他の事業は、主たる事業以外の事業を売上額の多い順に記載すること。
 - ケ 「常時使用する従業員」とは、事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常雇する旨が積極ないし消極に示されている者をいい、事業主及び法人の役員若しくは臨時の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいう。）はこれに含まない。
 - コ 「取引所金融商品市場等への上場の有無」については、該当する☐にレ印を付し、届出会社がその株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場又は同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するもの（以下「取引所金融商品市場等」という。）に上場している場合は、取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載すること。複数の取引所金融商品市場等に上場している場合は、そのすべてを記載すること。
 - サ 届出会社が国内の会社であって事務上の連絡先の所在地が甲若しくは乙の名称及び所在地と同じである場合又は外国会社であって事務上の連絡先の所在地が甲若しくは乙の名称及び日本国内における支店その他営業所の所在地と同じである場合は、☐にレ印を付すことで、その記載を省略することができる。
- ### (3) 届出会社の属する企業結合集団の概要
- ア 最終親会社とは、届出会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい、届出会社に親会社がない場合は、当該届出会社をいう。
 - イ 子会社とは、法第10条第6項に規定する子会社をいう。

- ウ 最終親会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。
- エ 最終親会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- オ 資本金、総資産、売上高、主たる事業、その他の事業、常時使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、(1)に準じて記載すること。
- カ 届出会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。
- A 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を供給している(取引段階を異にする場合を除く。)
 - B 当該会社は、届出会社から商品又は役務の供給を受けている。
 - C 当該会社は、届出会社に商品又は役務を供給している。
 - D 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。
 - E 当該会社と届出会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。
 - F AからEまでのいずれにも該当しない。
- キ 最終親会社の子会社の有無については、該当する□にレ印を付すこと。
- ク 主たる事業地域は、主たる事業について記載すること。
- ケ 国内売上高については、法第10条第2項に規定する国内売上高を記載すること。
 なお、国内売上高の欄には、国内売上高に代えて、売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には、記載した売上高の金額に下線を付すこと。
- コ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する（以下この記載上の注意事項において「保有する」という。）届出会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
- サ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
- シ 会社の記載は、議決権保有割合の多い順とする。
- (4) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社（届出会社及び(3)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）
- ア 該当する□にレ印を付すこと。
 - イ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。
 - ウ 主たる事業地域、届出会社との関係及び会社の記載順については、(3)に準じて記載すること。
 - エ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
 - オ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
- (5) 届出会社の総株主の議決権の100分の10を超える議決権を保有する株主（最終親会社、(3)イ及び(4)に該当するものを除く。）の有無
- ア 該当する□にレ印を付すこと。
 - イ 株主が外国会社である場合は、氏名又は名称の欄にその国籍を付記すること。
 - ウ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。
 - エ 主たる事業地域及び届出会社との関係については、(3)に準じて記載すること。
 - オ 議決権保有割合とは、届出会社の株主が保有する当該届出会社の株式に係る議決権の数の当該届出会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
 - カ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
 - キ 株主の記載は、議決権保有割合の多い順とする。
- (6) 届出会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の10を超える会社（(3)イ及び(4)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）
- ア 該当する□にレ印を付すこと。
 - イ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。
 - ウ 主たる事業地域、届出会社との関係及び会社の記載順については、(3)に準じて記載すること。
 - エ 議決権保有割合とは、届出会社が保有する会社の株式に係る議決権の数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
 - オ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
- (7) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

ア 商品又は役務の種類は、日本標準産業分類に掲げる大分類F-製造業に係るものについては、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）に基づく工業統計調査用産業分類の6けたの分類に準拠するものとし、その他の事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類（4けた分類）に準拠するものとする。

イ 総販売額に占める割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

ウ 事業地域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載すること。

(8) 届出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

ア 商品又は役務の種類については、(7)に準じて記載すること。

イ 供給（購入）依存度とは、供給（購入）会社の当該商品又は役務の総供給（総購入）額に占める届出会社相互間の取引額の百分比をいう。

(9) 承継する会社の事業及び分割する会社の分割部分の事業双方に共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 仕入材料及び提供を受けている役務の種類が多数ある場合は、仕入額又は対価が多いもの（総仕入額若しくは対価の合計に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

3 承継後の会社の概要

(1) 承継後の会社に関する事項

ア 承継後の会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。

イ 承継後の会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。

ウ 承継後の資本金、承継後の総資産、主たる事業、その他の事業及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、2(1)に準じて記載すること。

エ 兼任役員数とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等の役員又は従業員で承継後の会社の役員を兼任する者の数をいう。（ ）内には、兼任役員数のうち届出会社の役員又は従業員で承継後の会社の役員を兼任する者の数を記載すること。

オ 届出会社乙との関係は、2(3)に準じて記載すること。

(2) 承継後の会社の総株主の議決権の100分の10を超える議決権を保有する株主の有無

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 株主が外国会社である場合は、氏名又は名称の欄にその国籍を付記すること。

ウ 主たる事業については、2(1)に準じて記載すること。

エ 主たる事業地域については、2(3)に準じて記載すること。

オ 議決権保有割合とは、承継後の会社の株主が保有する当該会社の株式に係る議決権の数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

カ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

キ 株主の記載は、議決権保有割合の多い順とする。

(3) 承継後の会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の50又は100分の20を超える他の会社の有無

ア 承継後の会社が当該吸収分割により他の会社の株式の取得をしようとする場合に記載すること。

イ 該当する□にレ印を付すこと。

ウ 他の会社とは、その国内売上高とその子会社の国内売上高を合計した額が50億円を超えるものをいう。他の会社の国内売上高とその子会社の国内売上高を合計する方法は、法第10条第2項に規定する株式発行会社の国内売上高及びその子会社の国内売上高を合計する方法に準ずるものとする。

エ 主たる事業及び総資産については、2(1)に準じて記載すること。

オ 主たる事業地域、国内売上高及び会社の記載順については、2(3)に準じて記載すること。

カ 議決権保有割合とは、承継後の会社が当該取得の後において所有することとなる他の会社の株式に係る議決権の数と、当該会社の属する企業結合集団に属する当該会社以外の会社等が所有する当該他の会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該他の会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

キ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

(4) 承継後の会社の最終親会社の新たな子会社（2(3)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 最終親会社及び子会社については、2(3)に同じ。

ウ 主たる事業及び総資産については、2(1)に準じて記載すること。

エ 主たる事業地域、国内売上高及び会社の記載順については、2(3)に準じて記載すること。

オ 議決権保有割合とは、承継後の会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する当該会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

カ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

(5) 承継後の会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社（2(3)イ、2(4)及び(4)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 主たる事業については、2(1)に準じて記載すること。

ウ 主たる事業地域及び会社の記載順については、2(3)に準じて記載すること。

エ 議決権保有割合とは、承継後の会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

4 届出会社の国内の市場における地位

ア 最終親会社及び子会社については、2(3)に同じ。

イ 供給する商品又は役務の種類が多数ある場合は、販売金額が多いもの（総販売金額に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

ウ 名称欄には、届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）を「企業結合集団甲」と、届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）を「企業結合集団乙」とまとめて記載し、主要な同業者についてはその名称を記載すること。

エ 主要な同業者（名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社を除く。）については、原則として第3位まで記載すること。また、項目(1)では、名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社については、順位に関係なく記載すること。

オ 市場占拠率については、推定により記載した場合は、「推定」と付記すること。

カ 順位については、10位以下の場合は、「10位以下」と記載することができる。この場合は、同業者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができる。

キ 備考欄には、名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社の名称と当該会社の市場占拠率を内訳として記載すること。その際、承継後の会社の最終親会社の新たな子会社又は承継後の会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社となる会社（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）については、「企業結合集団甲」に含めて記載することとする。

5 吸収分割に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

吸収分割の計画に当たり、特段の措置を採る場合は、その具体的内容及びその履行期限を記載すること。複数の措置を採り履行期限が異なる場合は措置ごとに履行期限を記載すること。

様式第 11 号（用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。）

法第 15 条の 3 第 2 項の規定による共同株式移転に関する計画届出書

公正取引委員会 殿

平成 年 月 日

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名)

印

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名)

印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 15 条の 3 第 2 項の規定により，昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 5 条の 3 第 3 項に掲げる書類を添え，下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

	甲	乙
(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	()
設立準拠法		
国内売上高合計額	百万円 (年 月期末現在)	百万円 (年 月期末現在)

(2) 共同株式移転により設立する会社に関する事項の概要

(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	共同株式移転予定期日 年 月 日
------------------------	-----	---------------------

(3) 共同株式移転の目的・理由・経緯・方法

2 届出会社の概要

(1) 届出会社に関する事項

		甲	乙
(ふりがな) 名 称 (国 籍)		()	()
所 在 地		〒	〒
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地		〒	〒
資 本 金		百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)
総 資 産		百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)
売 上 高		百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)
主たる事業			
その他の事業			
常時使用する従業員数		人	人
設立年月日		年 月 日	年 月 日
決算の時期		月	月
取引所金融商品市場 等への上場の有無		☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 【 ☐ 非上場	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 【 ☐ 非上場
事務上の連絡先	担当部署		
	所在地	☐ 甲の国内における名称及び所在地に同じ 〒	☐ 乙の国内における名称及び所在地に同じ 〒
	担当者		
	電話番号	- -	- -

(2) 届出会社の属する企業結合集団の概要

ア 最終親会社の概要（届出会社が最終親会社である場合はイから記載すること。）

	甲	乙
(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	()
設立準拠法		
所 在 地	〒	〒
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地	〒	〒
資 本 金	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)
総 資 産	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)
売 上 高	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)
主たる事業		
その他の事業		
常時使用する従業員数	人	人
設立年月日	年 月 日	年 月 日
決算の時期	月	月
届出会社との関係	甲 乙	甲 乙
取引所金融商品市場 等への上場の有無	☐ 上 場 → 金融商品市場名 ☐ 非上場	☐ 上 場 → 金融商品市場名 ☐ 非上場

イ 最終親会社の子会社（届出会社を除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

(ア) 甲

☐ 無☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

a 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			百万円	百万円	%	甲	乙

b 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%	甲	乙

(イ) 乙

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

a 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			百万円	百万円	%	甲	乙

b 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%	甲	乙

(3) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社(届出会社及び(2)イに該当するものを除く。)の有無(国内売上高が30億円を超えるものに限る。)

ア 甲

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

イ 乙

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(4) 届出会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超える議決権を保有する株主（最終親会社，(2)イ及び(3)に該当するものを除く。）の有無

ア 甲

☐ 無

☐ 有 → 当該株主に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

イ 乙

☐ 無

☐ 有 → 当該株主に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(5) 届出会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 10 を超える会社 ((2)イ及び(3)に該当するものを除く。) の有無 (国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。)

ア 甲

- ☐ 無
☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

イ 乙

- ☐ 無
☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(6) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等 (日本国内における事業に限る。)

ア 甲

商品又は役務 の種類	年間事業実績 (年 月期)			総販売額に 占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

イ 乙

商品又は役務 の種類	年間事業実績（ 年 月期）			総販売額に 占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		（ 計 ）	百万円	100.0%	

(7) 届出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

商品又は役務 の種類	左の取引額	供 給 会 社		購 入 会 社	
		甲又は乙の区分	供給依存度	甲又は乙の区分	購入依存度
	百万円		%		%

(8) 届出会社の間で共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該仕入材料及び提供を受けている役務に関する次の事項を記載すること。

仕入種目又は役務 の種類	最近 1 年間の仕入額又は対価		主たる仕入地域又は 提供を受けている地域	備 考
	甲	乙		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		

3 共同株式移転により設立する会社の概要

(1) 共同株式移転により設立する会社に関する事項

(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	設立後の資本金	百万円 (現地通貨)
代表者の役職 及び氏名		設立後の総資産	百万円 (現地通貨)
所 在 地	〒	役 員 兼 任 の 状 況	
		兼任役員数	
		甲 人 (人)	乙 人 (人)
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地	〒	設立する会社の役員の総数 人	
		届 出 会 社 と の 関 係	
		甲	乙
主たる事業		設 立 年 月 日	
その他の事業		年 月 日	
取引所金融商品市場 等への上場の有無	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 ☐ 非上場 【		

(2) 共同株式移転により設立する会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超える議決権を保有する株主の有無

☐ 無

☐ 有 → 当該株主に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合
			%

(3) 共同株式移転により設立する会社の最終親会社の新たな子会社（届出会社及び2(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%

(4) 共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに 100 分の 20 を超える会社(届出会社, 2 (2)イ, 2 (3)及び(3)に該当するものを除く。)の有無(国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。)

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円	百万円	%

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%

4 届出会社の国内の市場における地位

(1) 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等(当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。), 届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等(当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。)及びこれらの会社等の他共同株式移転により設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに 100 分の 20 を超える会社となる会社等(国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。)の間で, 国内の同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

商品又は役務の種類【 】 事業地域【 】

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
第 位		%		
第 位	共同株式移転後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数 社				
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【 】				

)

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
第 位		%		
第 位	共同株式移転後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【				

(2) 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等(当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。); 届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等(当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。)及びこれらの会社等の他共同株式移転により設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに 100 分の 20 を超える会社となる会社等(国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。)の間で、国内の同一の事業地域内か否かにかかわらず同一の商品若しくは役務について競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合

ア 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）

)

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【 】				

イ 届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）

)

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【 】				

商品又は役務の種類【 】 事業地域【 】

5 共同株式移転に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

6 その他参考となるべき事項

様式の項目	事 項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は、様式の項目番号による。）

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

- ア 最近5年以内に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。
- イ 届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- ウ 国内売上高合計額とは、法第10条第2項に規定する国内売上高合計額をいう。
- エ 国内売上高合計額については、百万円未満を切り捨てること。
- オ 国内売上高を算出する際には、売上高を期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

2 届出会社の概要

(1) 届出会社に関する事項

- ア 届出会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。
- イ 届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- ウ 資本金は、最終の貸借対照表による資本金の金額を記載すること。
- エ 総資産は、最終の貸借対照表による総資産の金額を記載すること。
- オ 売上高は、最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載すること。
- カ 資本金、総資産及び売上高については、百万円未満を切り捨てること。
- キ 届出会社が外国会社である場合、資本金、総資産及び売上高については、期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。総資産は、その外国会社単独の総資産を記載すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、連結決算書による総資産をもって代えることができる。この場合は、連結決算書による総資産であることを「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。
- ク 主たる事業は、国内において最も売上額の多い事業を記載すること。その他の事業は、主たる事業以外の事業を売上額の多い順に記載すること。
- ケ 「常時使用する従業員」とは、事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常雇する旨が積極ないし消極に示されている者をいい、事業主及び法人の役員若しくは臨時の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいう。）はこれに含まない。
- コ 「取引所金融商品市場等への上場の有無」については、該当する□にレ印を付し、届出会社がその株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場又は同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するもの（以下「取引所金融商品市場等」という。）に上場している場合は、取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載すること。複数の取引所金融商品市場等に上場している場合は、そのすべてを記載すること。
- サ 届出会社が国内の会社であって事務上の連絡先の所在地が甲若しくは乙の名称及び所在地と同じである場合又は外国会社であって事務上の連絡先の所在地が甲若しくは乙の名称及び日本国内における支店その他営業所の所在地と同じである場合は、□にレ印を付すことで、その記載を省略することができる。

(2) 届出会社の属する企業結合集団の概要

- ア 最終親会社とは、届出会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい、届出会社に親会社がない場合は、当該届出会社をいう。
- イ 子会社とは、法第10条第6項に規定する子会社をいう。
- ウ 最終親会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。
- エ 最終親会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- オ 資本金、総資産、売上高、主たる事業、その他の事業、常時使用する従業員数及び取引所金融商品

市場等への上場の有無については、(1)に準じて記載すること。

カ 届出会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。

- A 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を供給している(取引段階を異にする場合を除く。)
- B 当該会社は、届出会社から商品又は役務の供給を受けている。
- C 当該会社は、届出会社に商品又は役務を供給している。
- D 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。
- E 当該会社と届出会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。
- F AからEまでのいずれにも該当しない。

キ 最終親会社の子会社の有無については、該当する□にレ印を付すこと。

ク 主たる事業地域は、主たる事業について記載すること。

ケ 国内売上高については、法第10条第2項に規定する国内売上高を記載すること。

なお、国内売上高の欄には、国内売上高に代えて、売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には、記載した売上高の金額に下線を付すこと。

コ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する(以下この記載上の注意事項において「保有する」という。)届出会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

サ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

シ 会社の記載は、議決権保有割合の多い順とする。

- (3) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社(届出会社及び(2)イに該当するものを除く。)の有無(国内売上高が30億円を超えるものに限る。)

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。

ウ 主たる事業地域、届出会社との関係及び会社の記載順については、(2)に準じて記載すること。

エ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

- (4) 届出会社の総株主の議決権の100分の10を超える議決権を保有する株主(最終親会社、(2)イ及び(3)に該当するものを除く。)の有無

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 株主が外国会社である場合は、氏名又は名称の欄にその国籍を付記すること。

ウ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。

エ 主たる事業地域及び届出会社との関係については、(2)に準じて記載すること。

オ 議決権保有割合とは、届出会社の株主が保有する当該届出会社の株式に係る議決権の数の当該届出会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

カ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

キ 株主の記載は、議決権保有割合の多い順とする。

- (5) 届出会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の10を超える会社((2)イ及び(3)に該当するものを除く。)の有無(国内売上高が30億円を超えるものに限る。)

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。

ウ 主たる事業地域、届出会社との関係及び会社の記載順については、(2)に準じて記載すること。

エ 議決権保有割合とは、届出会社が保有する会社の株式に係る議決権の数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

- (6) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等(日本国内における事業に限る。)

ア 商品又は役務の種類は、日本標準産業分類に掲げる大分類F-製造業に係るものについては、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)に基づく工業統計調査用産業分類の6けたの分類に準拠するものとし、その他の事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類(4けた分類)に準拠するものとする。

- イ 総販売額に占める割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
- ウ 事業地域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載すること。

(7) 届出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

- ア 商品又は役務の種類については、(6)に準じて記載すること。
- イ 供給（購入）依存度とは、供給（購入）会社の当該商品又は役務の総供給（総購入）額に占める届出会社相互間の取引額の百分比をいう。

(8) 届出会社の間で共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

- ア 該当する□にレ印を付すこと。
- イ 仕入材料及び提供を受けている役務の種類が多数ある場合は、仕入額又は対価が多いもの（総仕入額若しくは対価の合計に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

3 共同株式移転により設立する会社の概要

(1) 共同株式移転により設立する会社に関する事項

- ア 共同株式移転により設立する会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。
- イ 共同株式移転により設立する会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- ウ 設立後の資本金、設立後の総資産、主たる事業、その他の事業及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、2(1)に準じて記載すること。
- エ 兼任役員数とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等の役員又は従業員で共同株式移転により設立する会社の役員を兼任する者の数をいう。（ ）内には、兼任役員数のうち届出会社の役員又は従業員で共同株式移転により設立する会社の役員を兼任する者の数を記載すること。
- オ 届出会社との関係については、2(2)に準じて記載すること。

(2) 共同株式移転により設立する会社の総株主の議決権の100分の10を超える議決権を保有する株主の有無

- ア 該当する□にレ印を付すこと。
- イ 株主が外国会社である場合は、氏名又は名称の欄にその国籍を付記すること。
- ウ 主たる事業については、2(1)に準じて記載すること。
- エ 主たる事業地域については、2(2)に準じて記載すること。
- オ 議決権保有割合とは、共同株式移転により設立する会社の株主が保有する当該会社の株式に係る議決権の数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
- カ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。
- キ 株主の記載は、議決権保有割合の多い順とする。

(3) 共同株式移転により設立する会社の最終親会社の新たな子会社（届出会社及び2(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

- ア 該当する□にレ印を付すこと。
- イ 最終親会社及び子会社については、2(2)に同じ。
- ウ 主たる事業及び総資産については、2(1)に準じて記載すること。
- エ 主たる事業地域、国内売上高及び会社の記載順については、2(2)に準じて記載すること。
- オ 議決権保有割合とは、共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する当該会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
- カ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

(4) 共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社（届出会社、2(2)イ、2(3)及び(3)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

- ア 該当する□にレ印を付すこと。
- イ 主たる事業については、2(1)に準じて記載すること。

ウ 主たる事業地域及び会社の記載順については、2 (2)に準じて記載すること。

エ 議決権保有割合とは、共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

4 届出会社の国内の市場における地位

ア 最終親会社及び子会社については、2 (2)に同じ。

イ 供給する商品又は役務の種類が多数ある場合は、販売金額が多いもの（総販売金額に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

ウ 名称欄には、届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）を「企業結合集団甲」と、届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）を「企業結合集団乙」とまとめて記載し、主要な同業者についてはその名称を記載すること。

エ 主要な同業者（名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社を除く。）については、原則として第3位まで記載すること。また、項目(1)では、名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社については、順位に関係なく記載すること。

オ 市場占拠率については、推定により記載した場合は、「推定」と付記すること。

カ 順位については、10位以下の場合は、「10位以下」と記載することができる。この場合は、同業者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができる。

キ 備考欄には、名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社の名称と当該会社の市場占拠率を内訳として記載すること。その際、共同株式移転により設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社となる会社（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）については、「企業結合集団甲」に含めて記載することとする。

5 共同株式移転に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

共同株式移転の計画に当たり、特段の措置を採る場合は、その具体的内容及びその履行期限を記載すること。複数の措置を採り履行期限が異なる場合は措置ごとに履行期限を記載すること。

様式第 12 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。）

法第 16 条第 2 項の規定による事業等の譲受けに関する計画届出書

平成 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名) 印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 16 条第 2 項の規定により、昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 6 条第 2 項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 譲受会社に関する事項の概要

（ふりがな） 名 称 （国 籍）	事務上の連絡先	担当部署	
（ 国 籍 ）		所在地	〒
設立準拠法			
国内売上高 合計額			
譲り受ける事業又は事業上の固定資産の概要	区分	電話番号	- -
		☐ 事業の全部の譲受け ☐ 事業の重要部分の譲受け ☐ 事業上の固定資産の全部の譲受け ☐ 事業上の固定資産の重要部分の譲受け	
譲受け後の総資産	百万円 （ 現地通貨 ）	譲受け 予定期日	年 月 日
譲受け後の名称			

(2) 譲渡会社に関する事項の概要

（ふりがな） 名 称 （国 籍）		譲渡部分に係 る国内売上高	百万円 （現地通貨） （ 年 月期末現在）
------------------------	--	------------------	-----------------------------

(3) 譲受けの目的・理由・経緯・方法

(1) 譲受会社及び譲渡会社に関する事項

	議受会社
--	------

	譲受会社（甲）	譲渡会社（乙）
（ふりがな） 名 称 （国 籍）	（ ）	（ ）
所 在 地	〒	〒
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地	〒	〒
資 本 金	百万円 （ 現地通貨 ） （ 年 月 月期末現在 ）	百万円 （ 現地通貨 ） （ 年 月 月期末現在 ）
総 資 産	百万円 （ 現地通貨 ） （ 年 月 月期末現在 ）	百万円 （ 現地通貨 ） （ 年 月 月期末現在 ）
売 上 高	百万円 （ 現地通貨 ） （ 年 月 月期末現在 ）	百万円 （ 現地通貨 ） （ 年 月 月期末現在 ）
主たる事業		
その他の事業		
常時使用する従業員数	人	人
設立年月日	年 月 日	年 月 日
決算の時期	月	月
取引所金融商品市場 等への上場の有無	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 【 ☐ 非上場	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 【 ☐ 非上場

ア 内容の説明

(3) 譲受会社の属する企業結合集団の概要

ア 最終親会社の概要（譲受会社が最終親会社である場合はイから記載すること。）

(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	資 本 金	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)		
設立準拠法					
所 在 地	〒	総 資 産	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)		
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地	〒	売 上 高	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)		
主たる事業		譲受会社 との関係		譲渡会社 との関係	
その他の事業		設立年月日	年 月 日		
常時使用する 従業員数	人	決算の時期	月		
取引所金融商品市場 等への上場の有無	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 【 ☐ 非上場				

イ 最終親会社の子会社（譲受会社を除く。）の有無（国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	譲受会社又 は譲渡会社 との関係	
			百万円	百万円	%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	譲受会社又 は譲渡会社 との関係	
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%	甲	乙

(4) 譲受会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社(譲受会社及び(3)イに該当するものを除く。)の有無(国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。)

- ☐ 無
☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	譲受会社又は譲渡会社との関係	
			%	甲	乙

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	譲受会社又は譲渡会社との関係	
			%	甲	乙

(5) 譲受会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超える議決権を保有する株主(最終親会社, (3)イ及び(4)に該当するものを除く。)の有無

- ☐ 無
☐ 有 → 当該株主に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	譲受会社又は譲渡会社との関係	
			%	甲	乙

(6) 譲受会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 10 を超える会社((3)イ及び(4)に該当するものを除く。)の有無(国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。)

- ☐ 無
☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	譲受会社又は譲渡会社との関係	
			%	甲	乙

イ 外国会社

（ふりがな） 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	譲受会社又は譲渡会社との関係	
			%	甲	乙

(7) 譲受会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

商品又は役務 の種類	年間事業実績（ 年 月期）			総販売額に 占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		（計）	百万円	100.0%	

(8) 譲渡会社の譲渡対象部分に係る商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

商品又は役務 の種類	年間事業実績（ 年 月期）			総販売額に 占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		（計）	百万円	100.0%	

(9) 譲受会社甲と譲渡会社乙との相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

商品又は役務 の種類	左の取引額	供 給 会 社		購 入 会 社	
		甲又は乙の区分	供給依存度	甲又は乙の区分	購入依存度
	百万円		%		%

(10) 譲受会社甲の事業及び譲受対象部分の事業の双方に共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該仕入材料及び提供を受けている役務に関する次の事項を記載すること。

仕入種目又は役務 の種類	最近1年間の仕入額又は対価		主たる仕入地域又は 提供を受けている地域	備 考
	甲	乙		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		

3 譲受会社及び譲渡会社の国内の市場における地位

- (1) 譲受会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）と譲渡会社乙の間で，国内の同一の事業地域内で同一の商品又は役務（譲受対象部分に限る。）について競合する場合

商品又は役務の種類【 】 事業地域【 】

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
第 位		%		
第 位	事業等譲受け後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【 】				

商品又は役務の種類【 】 事業地域【 】

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
第 位		%		
第 位	事業等譲受け後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【 】				

- (2) 譲受会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）と譲渡会社乙の間で，国内の同一の事業区域内か否かにかかわらず同一の商品若しくは役務（イについては譲渡対象部分に限る。）について競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合

- ア 譲受会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社を含む。）

商品又は役務の種類【 】 事業地域【 】

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【				

イ 譲渡会社乙

商品又は役務の種類【

】 事業地域【

】

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	-	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【				

】

4 事業等の譲受けに関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

採ることとする措置の具体的内容	採ることとする措置の履行期限
	年 月 日

5 その他参考となるべき事項

様式の項目	事 項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は、様式の項目番号による。）

1 届出の概要

(1) 譲受会社に関する事項の概要

- ア 最近5年以内に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。
 - イ 譲受会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
 - ウ 国内売上高合計額とは、法第10条第2項に規定する国内売上高合計額をいう。
 - エ 国内売上高合計額については、百万円未満を切り捨てること。
 - オ 国内売上高を算出する際には、売上高を期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「5 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。
 - カ 区分については、次の区分に応じて記載すること。
 - (ア) 会社の事業の全部の譲受けをしようとする場合にあっては、「☐ 事業の全部の譲受け」にレ印を付すこと。
 - (イ) 会社の事業の重要部分の譲受けをしようとする場合にあっては、「☐ 事業の重要部分の譲受け」にレ印を付すこと。
 - (ウ) 会社の事業上の固定資産の全部の譲受けをしようとする場合にあっては、「☐ 事業上の固定資産の全部の譲受け」にレ印を付すこと。
 - (エ) 会社の事業上の固定資産の重要部分の譲受けをしようとする場合にあっては、「☐ 事業上の固定資産の重要部分の譲受け」にレ印を付すこと。
- ### (2) 譲渡会社に関する事項の概要
- 譲渡部分に係る国内売上高は、(1)に準じて記載すること。

2 譲受会社及び譲渡会社の概要

(1) 譲受会社及び譲渡会社に関する事項

- ア 譲受会社又は譲渡会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。
- イ 譲受会社又は譲渡会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- ウ 資本金は、最終の貸借対照表による資本金の金額を記載すること。
- エ 総資産は、最終の貸借対照表による総資産の金額を記載すること。
- オ 売上高は、最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載すること。
- カ 資本金、総資産及び売上高については、百万円未満を切り捨てること。
- キ 譲受会社又は譲渡会社が外国会社である場合、資本金、総資産及び売上高については、期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「5 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。総資産は、その外国会社単独の総資産を記載すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、連結決算書による総資産をもって代えることができる。この場合は、連結決算書による総資産であることを「5 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。
- ク 主たる事業は、国内において最も売上額の多い事業を記載すること。その他の事業は、主たる事業以外の事業を売上額の多い順に記載すること。
- ケ 「常時使用する従業員」とは、事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常雇する旨が積極ないし消極に示されている者をいい、事業主及び法人の役員若しくは臨時の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいう。）はこれに含まない。
- コ 「取引所金融商品市場等への上場の有無」については、該当する☐にレ印を付し、譲受会社及び譲渡会社がその株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場又は同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するもの（以下「取引所金融商品市場等」という。）に上場している場合は、取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載すること。複数の取引所金融商品市場等に上場している場合は、そのすべてを記載すること。

(3) 譲受会社の属する企業結合集団の概要

- ア 最終親会社とは、譲受会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい、譲受会社に親会社がない場合は、当該譲受会社をいう。
- イ 子会社とは、法第 10 条第 6 項に規定する子会社をいう。
- ウ 最終親会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。
- エ 最終親会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。
- オ 資本金、総資産、売上高、主たる事業、その他の事業、常時使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、(1)に準じて記載すること。
- カ 譲受会社又は譲渡会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。
- A 当該会社と譲受会社（譲渡会社）は、同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除く。）。
- B 当該会社は、譲受会社（譲渡会社）から商品又は役務の供給を受けている。
- C 当該会社は、譲受会社（譲渡会社）に商品又は役務を供給している。
- D 当該会社と譲受会社（譲渡会社）は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。
- E 当該会社と譲受会社（譲渡会社）は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。
- F A から E までのいずれにも該当しない。
- キ 最終親会社の子会社の有無については、該当する□にレ印を付すこと。
- ク 主たる事業地域は、主たる事業について記載すること。
- ケ 国内売上高については、法第 10 条第 2 項に規定する国内売上高を記載すること。
- なお、国内売上高の欄には、国内売上高に代えて、売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には、記載した売上高の金額に下線を付すこと。
- コ 議決権保有割合とは、譲受会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する（以下この記載上の注意事項において「保有する」という。）譲受会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
- サ 議決権保有割合は、小数点以下 2 けたを四捨五入し、小数点以下 1 けたまで記載すること。
- シ 会社の記載は、議決権保有割合の多い順とする。
- (4) 譲受会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 20 を超える会社（譲受会社及び(3)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。）
- ア 該当する□にレ印を付すこと。
- イ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。
- ウ 主たる事業地域、譲受会社又は譲渡会社との関係及び会社の記載順については、(3)に準じて記載すること。
- エ 議決権保有割合とは、譲受会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
- オ 議決権保有割合は、小数点以下 2 けたを四捨五入し、小数点以下 1 けたまで記載すること。
- (5) 譲受会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超える議決権を保有する株主（最終親会社、(3)イ及び(4)に該当するものを除く。）の有無
- ア 該当する□にレ印を付すこと。
- イ 株主が外国会社である場合は、氏名又は名称の欄にその国籍を付記すること。
- ウ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。
- エ 主たる事業地域、譲受会社又は譲渡会社との関係については、(3)に準じて記載すること。
- オ 議決権保有割合とは、譲受会社の株主が保有する当該譲受会社の株式に係る議決権の数の当該譲受会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
- カ 議決権保有割合は、小数点以下 2 けたを四捨五入し、小数点以下 1 けたまで記載すること。
- キ 株主の記載は、議決権保有割合の多い順とする。
- (6) 譲受会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が 100 分の 10 を超える会社（(3)イ及び(4)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が 30 億円を超えるものに限る。）
- ア 該当する□にレ印を付すこと。
- イ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。
- ウ 主たる事業地域、譲受会社又は譲渡会社との関係及び会社の記載順については、(3)に準じて記載

すること。

エ 議決権保有割合とは、譲受会社が保有する会社の株式に係る議決権の数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

(7) 譲受会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

ア 商品又は役務の種類は、日本標準産業分類に掲げる大分類F-製造業に係るものについては、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）に基づく工業統計調査用産業分類の6けたの分類に準拠するものとし、その他の事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類（4けた分類）に準拠するものとする。

イ 総販売額に占める割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

ウ 事業地域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載すること。

(8) 譲渡会社の譲渡対象部分に係る商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

商品又は役務の種類、総販売額に占める割合及び事業地域については、(7)に準じて記載すること。

(9) 譲受会社甲と譲渡会社乙との相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

ア 商品又は役務の種類については、(7)に準じて記載すること。

イ 供給（購入）依存度とは、供給（購入）会社の当該商品又は役務の総供給（総購入）額に占める譲受会社甲と譲渡会社乙との相互間の取引額の百分比をいう。

(10) 譲受会社甲の事業及び譲受対象部分の事業の双方に共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

ア 該当する□にレ印を付すこと。

イ 仕入材料及び提供を受けている役務の種類が多数ある場合は、仕入額又は対価が多いもの（総仕入額若しくは対価の合計に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

3 譲受会社及び譲渡会社の国内の市場における地位

ア 最終親会社及び子会社については、2(3)に同じ。

イ 供給する商品又は役務の種類が多数ある場合は、販売金額が多いもの（総販売金額に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

ウ 名称欄には、譲受会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）を「譲受会社甲等」とまとめて記載すること。また、譲渡会社を「譲渡会社乙」と記載し、主要な同業者についてはその名称を記載すること。

エ 主要な同業者（名称欄で記載した「譲受会社甲等」に含まれる会社及び譲渡会社を除く。）については、原則として第3位まで記載すること。また、項目(1)では、名称欄で記載した「譲受会社甲等」に含まれる会社については、順位に関係なく記載すること。

オ 市場占拠率については、推定により記載した場合は、「推定」と付記すること。

カ 順位については、10位以下の場合は、「10位以下」と記載することができる。この場合は、同業者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができる。

キ 備考欄には、名称欄で記載した「譲受会社甲等」に含まれる会社の名称と当該会社の市場占拠率を内訳として記載すること。

4 事業等の譲受けに関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

事業等の譲受けの計画に当たり、特段の措置を採る場合は、その具体的内容及びその履行期限を記載すること。複数の措置を採り履行期限が異なる場合は措置ごとに履行期限を記載すること。

様式第 13 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。）

公 株第 号
平成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

届 出 受 理 書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 10 条第 2 項（同条第 5 項の規定により適用される場合を含む。）の規定により、平成 年 月 日に提出された下記の株式取得に関する計画届出書は、平成 年 月 日受理しました。

記

注意

- 1 この受理の日から 30 日を経過するまでは、株式取得をしてはならない。なお、公正取引委員会は、貴社に対し、この受理の日から 30 日の間に報告等を求めることがある。
- 2 届出後株式取得の効力が生ずる日までに届出書類の記載に変更があった場合（重要な変更があった場合を除く。）は、変更報告書（様式第 19 号）により当委員会に報告しなければならない。
- 3 届出後株式取得の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は、改めて当委員会に株式取得に関する計画を届け出なければならない。
- 4 株式取得の効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第 25 号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第 14 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

公 合第 号
平成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

届 出 受 理 書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 15 条第 2 項の規定により、平成
年 月 日に提出された下記の合併に関する計画届出書は、平成 年 月
日受理しました。

記

注意

- 1 この受理の日から 30 日を経過するまでは、合併をしてはならない。なお、公正取引委員会は、貴社に対し、この受理の日から 30 日の間に報告等を求めることがある。
- 2 届出後合併の効力が生ずる日までに届出書類の記載に変更があった場合（重要な変更があった場合を除く。）は、変更報告書（様式第 20 号）により当委員会に報告しなければならない。
- 3 届出後合併の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は、改めて当委員会に合併に関する計画を届け出なければならない。
- 4 合併の効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第 26 号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第 15 号（用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。）

公 共 分 第 号
平 成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

届 出 受 理 書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 15 条の 2 第 2 項の規定により，
平成 年 月 日に提出された下記共同新設分割に関する計画届出書は，平成
年 月 日受理しました。

記

注意

- 1 この受理の日から 30 日を経過するまでは，共同新設分割をしてはならない。なお，公正取引委員会は，貴社に対し，この受理の日から 30 日の間に報告等を求めることがある。
- 2 届出後共同新設分割の効力が生ずる日までに届出書類の記載に変更があった場合（重要な変更があった場合を除く。）は，変更報告書（様式第 21 号）により当委員会に報告しなければならない。
- 3 届出後共同新設分割の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は，改めて当委員会に共同新設分割に関する計画を届け出なければならない。
- 4 共同新設分割の効力が生じたときは，速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第 27 号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第 16 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

公 吸分第 号
平成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

届 出 受 理 書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 15 条の 2 第 3 項の規定により、
平成 年 月 日に提出された下記の吸収分割に関する計画届出書は、平成
年 月 日受理しました。

記

注意

- 1 この受理の日から 30 日を経過するまでは、吸収分割をしてはならない。なお、公正取引委員会は、貴社に対し、この受理の日から 30 日の間に報告等を求めることがある。
- 2 届出後吸収分割の効力が生ずる日までに届出書類の記載に変更があった場合（重要な変更があった場合を除く。）は、変更報告書（様式第 22 号）により当委員会に報告しなければならない。
- 3 届出後吸収分割の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は、改めて当委員会に吸収分割に関する計画を届け出なければならない。
- 4 吸収分割の効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第 28 号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第 17 号（用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。）

公 共移第 号
平成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

届 出 受 理 書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 15 条の 3 第 2 項の規定により，
平成 年 月 日に提出された下記の共同株式移転に関する計画届出書は，平成
年 月 日受理しました。

記

注意

- 1 この受理の日から 30 日を経過するまでは，共同株式移転をしてはならない。なお，公正取引委員会は，貴社に対し，この受理の日から 30 日の間に報告等を求めることがある。
- 2 届出後共同株式移転の効力が生ずる日までに届出書類の記載に変更があった場合（重要な変更があった場合を除く。）は，変更報告書（様式第 23 号）により当委員会に報告しなければならない。
- 3 届出後共同株式移転の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は，改めて当委員会に共同株式移転に関する計画を届け出なければならない。
- 4 共同株式移転の効力が生じたときは，速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第 29 号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第 18 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

公 譲第 号
平成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

届 出 受 理 書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 16 条第 2 項の規定により、平成
年 月 日に提出された下記の事業等の譲受けに関する計画届出書は、平成 年
月 日受理しました。

記

注意

- 1 この受理の日から 30 日を経過するまでは、事業等の譲受けをしてはならない。
なお、公正取引委員会は、貴社に対し、この受理の日から 30 日の間に報告等を求めることがある。
- 2 届出後事業等の譲受けの効力が生ずる日までに届出書類の記載に変更があった場合（重要な変更があった場合を除く。）は、変更報告書（様式第 24 号）により当委員会に報告しなければならない。
- 3 届出後事業等の譲受けの効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は、改めて当委員会に事業等の譲受けに関する計画を届け出なければならない。
- 4 事業等の譲受けの効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第 30 号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第 19 号（用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。）

株 式 取 得 変 更 報 告 書

平成 年 月 日

公 正 取 引 委 員 会 殿

（届出会社の）

住所

名称

代表者の役職・氏名

印

昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 7 条第 3 項の規定により，下記のとおり報告
します。

記

平成 年 月 日付け公 株第 号をもって受理された標記会社の株
式取得は，以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 届出後株式取得の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった
場合は，改めて公正取引委員会に株式取得に関する計画を届け出なければならない。
- 株式取得の効力が生じたときは，速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更
がなかったことを完了報告書（様式第 25 号）により当委員会に報告しなければ
ならない。

様式第 20 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

合併變更報告書

平成 年 月 日

公正取引委員会 殿

(届出会社の)

住所

名称

代表者の役職・氏名

印

住所

名称

代表者の役職・氏名

EP

昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 7 条第 3 項の規定により，下記のとおり報告
します。

記

平成 年 月 日付け公 合第 号をもって受理された標記会社の合併は、以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 1 届出後合併の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は、改めて公正取引委員会に合併に関する計画を届け出なければならない。
- 2 合併の効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第 26 号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第 21 号（用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。）

共 同 新 設 分 割 変 更 報 告 書

平成 年 月 日

公 正 取 引 委 員 会 殿

（届出会社の）

住所

名称

代表者の役職・氏名 印

住所

名称

代表者の役職・氏名 印

昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 7 条第 3 項の規定により，下記のとおり報告
します。

記

平成 年 月 日付け公 共分第 号をもって受理された標記会社の
共同新設分割は，以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 届出後共同新設分割の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があ
った場合は，改めて公正取引委員会に共同新設分割に関する計画を届け出なければ
ならない。
- 共同新設分割の効力が生じたときは，速やかにその旨及び届出書の記載に重要な
変更がなかったことを完了報告書（様式第 27 号）により当委員会に報告しなけれ
ばならない。

様式第 22 号（用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。）

吸 収 分 割 変 更 報 告 書

平成 年 月 日

公 正 取 引 委 員 会 殿

（届出会社の）

住所

名称

代表者の役職・氏名 印

住所

名称

代表者の役職・氏名 印

昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 7 条第 3 項の規定により，下記のとおり報告
します。

記

平成 年 月 日付け公 吸分第 号をもって受理された標記会社の
吸収分割は，以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 届出後吸収分割の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった
場合は，改めて公正取引委員会に吸収分割に関する計画を届け出なければならない。
- 吸収分割の効力が生じたときは，速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更
がなかったことを完了報告書（様式第 28 号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第 23 号（用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。）

共 同 株 式 移 転 変 更 報 告 書

平成 年 月 日

公 正 取 引 委 員 会 殿

（届出会社の）

住所

名称

代表者の役職・氏名 印

住所

名称

代表者の役職・氏名 印

昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 7 条第 3 項の規定により，下記のとおり報告
します。

記

平成 年 月 日付け公 共移第 号をもって受理された標記会社の
共同株式移転は，以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 届出後共同株式移転の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があ
った場合は，改めて公正取引委員会に共同株式移転に関する計画を届け出なければ
ならない。
- 共同株式移転の効力が生じたときは，速やかにその旨及び届出書の記載に重要な
変更がなかったことを完了報告書（様式第 29 号）により当委員会に報告しなければ
ならない。

様式第 24 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

事業等の譲受け変更報告書

平成 年 月 日

公正取引委員会 殿

（届出会社の）

住所

名称

代表者の役職・氏名

印

昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 7 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告
します。

記

平成 年 月 日付け公 譲第 号をもって受理された標記会社の事
業等の譲受けは、以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 届出後事業等の譲受けの効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更が
あった場合は、改めて公正取引委員会に事業等の譲受けに関する計画を届け出な
ければならない。
- 事業等の譲受けの効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書の記載に重要
な変更がなかったことを完了報告書（様式第 30 号）により当委員会に報告しな
ければならない。

様式第 25 号（用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。）

株 式 取 得 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

公 正 取 引 委 員 会 殿

（届出会社の）

住所

名称

代表者の役職氏名

印

昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 7 条第 5 項の規定により，下記のとおり報告
します。

記

平成 年 月 日付け公 株第 号をもって受理された標記会社の
株式取得は，平成 年 月 日効力が生じました。

なお，届出後株式取得の効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第 26 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

合 併 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

公 正 取 引 委 員 会 殿

（合併後の存続会社又は新設会社の）

住所

名称

代表者の役職氏名

印

昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 7 条第 5 項の規定により、下記のとおり報告
します。

記

平成 年 月 日付け公 合第 号をもって受理された標記会社の
合併は、平成 年 月 日効力が生じました。

なお、届出後合併の効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第 27 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

共 同 新 設 分 割 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

公 正 取 引 委 員 会 殿

（届出会社の）

住所

名称

代表者の役職氏名

印

住所

名称

代表者の役職氏名

印

昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 7 条第 5 項の規定により、下記のとおり報告
します。

記

平成 年 月 日付け公 共 分 第 号をもって受理された標記会社の
共同新設分割は、平成 年 月 日効力が生じました。

なお、届出後共同新設分割の効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はあ
りません。

様式第 28 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

吸 収 分 割 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

公 正 取 引 委 員 会 殿

（承継会社の）

住所

名称

代表者の役職氏名

印

昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 7 条第 5 項の規定により、下記のとおり報告
します。

記

平成 年 月 日付け公 吸分第 号をもって受理された標記会社の
吸収分割は、平成 年 月 日効力が生じました。

なお、届出後吸収分割の効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第 29 号（用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。）

共 同 株 式 移 転 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

公 正 取 引 委 員 会 殿

（届出会社の）

住所

名称

代表者の役職氏名

印

住所

名称

代表者の役職氏名

印

昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 7 条第 5 項の規定により，下記のとおり報告
します。

記

平成 年 月 日付け公 共移第 号をもって受理された標記会社の共
同株式移転は，平成 年 月 日効力が生じました。

なお，届出後共同株式移転の効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はあ
りません。

様式第 30 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

事業等の譲受け完了報告書

平成 年 月 日

公正取引委員会 殿

（譲受会社の）

住所

名称

代表者の役職氏名

印

昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 7 条第 5 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

平成 年 月 日付け公 譲第 号をもって受理された標記会社の事業等の譲受けは、平成 年 月 日効力が生じました。

なお、届出後事業等の譲受けの効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第 31 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

公 株第 号
平成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

報 告 等 要 請 書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 10 条第 2 項（同条第 5 項の規定により適用される場合を含む。）の規定により提出され、平成 年 月 日付け
公 株第 号をもって受理した貴社の株式取得に関する計画に関する調査の
ため必要がありますから、下記事項について、平成 年 月 日までに提出して
ください。

記

注意 公正取引委員会が、法第 10 条第 9 項に定めるところにより、法第 17 条の 2 の規定により当該株式取得に関する計画に関し必要な措置を命ずるため、法第 49 条第 5 項の規定による通知をする場合には、平成 年 月 日から 120 日を経過した日とこの報告等要請書に基づくすべての報告等を受理した日から 90 日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にすることとなる。

様式第 32 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

公 合第 号
平成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

報 告 等 要 請 書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 15 条第 2 項の規定により提出され、平成 年 月 日付け公 合第 号をもって受理した貴社の合併に関する計画に関する調査のため必要がありますから、下記事項について、平成 年 月 日までに提出してください。

記

注意 公正取引委員会が、法第 15 条第 3 項において読み替えて準用する法第 10 条第 9 項に定めるところにより、法第 17 条の 2 の規定により当該合併に関する計画に関し必要な措置を命ずるため、法第 49 条第 5 項の規定による通知をする場合には、平成 年 月 日から 120 日を経過した日とこの報告等要請書に基づくすべての報告等を受理した日から 90 日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にすることとなる。

様式第 33 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

公 共 分 第 号
平 成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

報 告 等 要 請 書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 15 条の 2 第 2 項の規定により提出され、平成 年 月 日付け公 共 分 第 号をもって受理した貴社の共同新設分割に関する計画に関する調査のため必要がありますから、下記事項について平成 年 月 日までに提出してください。

記

注意 公正取引委員会が、法第 15 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する法第 10 条第 9 項に定めるところにより、法第 17 条の 2 の規定により当該共同新設分割に関する計画に関し必要な措置を命ずるため、法第 49 条第 5 項の規定による通知をする場合には、平成 年 月 日から 120 日を経過した日とこの報告等要請書に基づく全ての報告等を受理した日から 90 日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にすることとなる。

様式第 34 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

公 吸分第 号
平成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

報 告 等 要 請 書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 15 条の 2 第 3 項の規定により提出され、平成 年 月 日付け公 吸分第 号をもって受理した貴社の吸収分割に関する計画に関する調査のため必要がありますから、下記事項について平成 年 月 日までに提出してください。

記

注意 公正取引委員会が、法第 15 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する法第 10 条第 9 項に定めるところにより、法第 17 条の 2 の規定により当該吸収分割に関する計画に関し必要な措置を命ずるため、法第 49 条第 5 項の規定による通知をする場合には、平成 年 月 日から 120 日を経過した日とこの報告等要請書に基づく全ての報告等を受理した日から 90 日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にすることとなる。

様式第 35 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

公 共移第 号
平成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

報 告 等 要 請 書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 15 条の 3 第 2 項の規定により提出され、平成 年 月 日付け公 共移第 号をもって受理した貴社の共同株式移転に関する計画に関する調査のため必要がありますから、下記事項について平成 年 月 日までに提出してください。

記

注意 公正取引委員会が、法第 15 条の 3 第 3 項において読み替えて準用する法第 10 条第 9 項に定めるところにより、法第 17 条の 2 の規定により当該共同株式移転に関する計画に関し必要な措置を命ずるため、法第 49 条第 5 項の規定による通知をする場合には、平成 年 月 日から 120 日を経過した日とこの報告等要請書に基づく全ての報告等を受理した日から 90 日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にすることとなる。

様式第 36 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

公 譲第 号
平成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

報 告 等 要 請 書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 16 条第 2 項の規定により提出され、平成 年 月 日付け公 譲第 号をもって受理した貴社の事業等の譲受けに関する計画に関する調査のため必要がありますから、下記事項について、平成 年 月 日までに提出してください。

記

注意 公正取引委員会が、法第 16 条第 3 項において読み替えて準用する法第 10 条第 9 項に定めるところにより、法第 17 条の 2 の規定により当該事業等の譲受けに関する計画に関し必要な措置を命ずるため、法第 49 条第 5 項の規定による通知をする場合には、平成 年 月 日から 120 日を経過した日とこの報告等要請書に基づくすべての報告等を受理した日から 90 日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にすることとなる。

様式第 37 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

公 株第 号
平成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

報 告 等 受 理 書

平成 年 月 日付け公 株第 号をもって要請した貴社の株式取得に関する計画に関する報告等は、平成 年 月 日受理しました。

なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 10 条第 9 項に定めるところにより、公正取引委員会が、同法第 17 条の 2 の規定により当該株式取得に関する計画に関し必要な措置を命ずるため同法第 49 条第 5 項の規定による通知をすることができる期間は、平成 年 月 日までとなります。

様式第 38 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

公 合第 号
平成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

報 告 等 受 理 書

平成 年 月 日付け公 合第 号をもって要請した貴社の合併に関する計画に関する報告等は、平成 年 月 日受理しました。

なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 15 条第 3 項において読み替えて準用する同法第 10 条第 9 項に定めるところにより、公正取引委員会が、同法第 17 条の 2 の規定により当該合併に関する計画に関し必要な措置を命ずるため同法第 49 条第 5 項の規定による通知をすることができる期間は、平成 年 月 日までとなります。

様式第 39 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

公 共分第 号
平成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

報 告 等 受 理 書

平成 年 月 日付け公 共分第 号をもって要請した貴社の共同新
設分割に関する計画に関する報告等は、平成 年 月 日受理しました。

なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 15 条の 2 第 4 項において
読み替えて準用する同法第 10 条第 9 項に定めるところにより、公正取引委員会が、同
法第 17 条の 2 の規定により当該共同新設分割に関する計画に関し必要な措置を命ずる
ため同法第 49 条第 5 項の規定による通知をすることができる期間は、平成 年
月 日までとなります。

様式第 40 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

公 吸分第 号
平成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

報 告 等 受 理 書

平成 年 月 日付け公 吸分第 号をもって要請した貴社の吸収分割に関する計画に関する報告等は、平成 年 月 日受理しました。

なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 15 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する同法第 10 条第 9 項に定めるところにより、公正取引委員会が、同法第 17 条の 2 の規定により当該吸収分割に関する計画に関し必要な措置を命ずるため同法第 49 条第 5 項の規定による通知をすることができる期間は、平成 年 月 日までとなります。

様式第 41 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

公 共移第 号
平成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

報 告 等 受 理 書

平成 年 月 日付け公 共移第 号をもって要請した貴社の共同株式移転に関する計画に関する報告等は、平成 年 月 日受理しました。

なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 15 条の 3 第 3 項において読み替えて準用する同法第 10 条第 9 項に定めるところにより、公正取引委員会が、同法第 17 条の 2 の規定により当該共同株式移転に関する計画に関し必要な措置を命ずるため同法第 49 条第 5 項の規定による通知をすることができる期間は、平成 年 月 日までとなります。

様式第 42 号（用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。）

公 譲第 号
平成 年 月 日

殿

公 正 取 引 委 員 会

報 告 等 受 理 書

平成 年 月 日付け公 譲第 号をもって要請した貴社の事業等の譲受けに関する計画に関する報告等は，平成 年 月 日受理しました。

なお，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 16 条第 3 項において読み替えて準用する同法第 10 条第 9 項に定めるところにより，公正取引委員会が，同法第 17 条の 2 の規定により当該事業等の譲受けに関する計画に関し必要な措置を命ずるため同法第 49 条第 5 項の規定による通知をすることができる期間は，平成 年 月 日までとなります。